

平成26年第1回上里町議会定例会会議録第1号

平成26年3月4日（火曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第1号) 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第2号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例及び上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第3号) 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第4号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第5号) 上里町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第6号) 上里町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第7号) 財産の取得について
- 日程第 14 (町長提出議案第8号) 上里町道路線の廃止について
- 日程第 15 (町長提出議案第9号) 上里町道路線の認定について
- 日程第 16 (町長提出議案第10号) 埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 17 (町長提出議案第11号) 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について
- 日程第 18 (町長提出議案第12号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 19 (町長提出議案第13号) 平成25年度上里町一般会計補正予算(第5号)

について

- 日程第 2 0 (町長提出議案第 14 号)平成 2 5 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第 15 号)平成 2 5 年度上里町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 16 号)平成 2 5 年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第 17 号)平成 2 5 年度上里町水道事業会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 18 号)平成 2 6 年度上里町一般会計予算について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 19 号)平成 2 6 年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 20 号)平成 2 6 年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第 21 号)平成 2 6 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 8 (町長提出議案第 22 号)平成 2 6 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 (町長提出議案第 23 号)平成 2 6 年度上里町水道事業会計予算について
- 日程第 3 0 (町長提出議案第 24 号)平成 2 6 年度上里町下水道事業会計予算について
- 日程第 3 1 (議員提出議案第 5 号)上里町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 (町長提出議案第 6 号)上里町議会政務調査費の交付に関する規則を廃止する規則について
- 日程第 3 3 請願・陳情について
- 日程第 3 4 議員辞職について
- 日程第 3 5 (町長提出議案第 25 号)平成 26 年度上里町一般会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 3 6 (町長提出議案第 26 号)教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 7 (町長提出諮問第 1 号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 8 (町長提出諮問第 2 号)人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて

日程第 3 9 (町長提出諮問第 3 号) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 0 (町長提出諮問第 4 号) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 1 (町長提出諮問第 5 号) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 2 (選挙第 1 5 号)本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙について

日程第 4 3 (意見書第 1 7 号)県営上里西部土地改良事業に関する意見書(案)について

日程第 4 4 (意見書第 1 8 号)大雪被害の財政支援を求める意見書(案)について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 提出議案の報告について

日程第 4 町長の施政方針及び行政報告について

日程第 5 諸報告について

日程第 6 一般質問について

日程第 3 4 議員辞職について

出席議員(13人)

1 番	植原育雄君	2 番	山下博一君
3 番	植井敏夫君	4 番	高橋正行君
5 番	納谷克俊君	6 番	中島美晴君
7 番	荒井肇君	8 番	新井實君
9 番	小暮敏美君	10 番	沓澤幸子君
11 番	高橋仁君	12 番	伊藤裕君
13 番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	高 野 正 道 君
教 育 長	下 山 彰 夫 君	総 務 課 長	木 村 隆 之 君
総合政策課長	石 原 秀 一 君	税 務 課 長	中 島 勇 君
町民福祉課長	飯 島 雅 利 君	子育て共生課長	河 野 光 彦 君
健康保険課長	関 口 静 君	高齢者いきいき課長	小 暮 秀 夫 君
まち整備環境課長	坂 本 浩 之 君	産業振興課長	野 田 浩 一 郎 君
下水道課長	須 田 孝 史 君	学校教育課長	谷 木 章 二 君
学校指導室長	浅 見 榮 君	生涯学習課長	坂 本 正 喜 君
水道課長	須 田 孝 史 君	図書館長	桑 原 正 明 君
郷土資料館長	桑 原 正 明 君	会計管理者	橋 爪 和 友 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	横 尾 邦 雄	係 長	戸 矢 信 男
---------	---------	-----	---------

開会・開議

午前 9 時 11 分開会・開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第 1 回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（高橋正行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2 番山下博一議員、3 番植井敏夫議員、5 番納谷克俊議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

議長（高橋正行君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会運営委員長 納谷克俊君発言〕

議会運営委員長（納谷克俊君） おはようございます。議会運営委員長の納谷克俊です。

前期定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程等について、去る 2 月 20 日に議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期の一般質問は、会期の初めに行います。

なお、今回の質問は試行で、通告順の抽選による順番により行われます。

今期定例会に一般質問の通告は、5 名の議員から通告書が提出をされております。

一般質問は、本日と明日 3 月 5 日の 2 日間といたしました。その割り振りについては、本日 3 名、明日 2 名といたしました。

次に、町長提出議案は、条例の一部改正議案が 6 件、一部事務組合理約変更等が 2 件、道路認定・廃止で 2 件、財産の取得が 1 件、専決処分が 1 件、補正予算関係の議案が、一般・特別会計、水道事業会計を合わせて 5 件、平成26年度当初予算関係、一般・特別会計、事業会計を合わせて 7 件で、これらを合計いたしますと、町長提出議案は24件の提出となっております。

また、議員提出議案として、委員会条例の改正及び規則の廃止の 2 件を提出しております。

なお、会期中に町長より追加議案の提出が予定をされております。

次に、本定例会に陳情が1件提出されました。

なお、本件については、委員会付託とせず、協議会での協議案件として対応いたします。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月18日までの15日間としたところであります。

以上、慎重審議をお願いし、議会運営委員会の審査結果報告といたします。

議長（高橋正行君） お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 提出議案の報告について

議長（高橋正行君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長及び議員より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

日程第4 町長の施政方針及び行政報告について

議長（高橋正行君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告について、町長の発言を許可いたします。

町長

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 皆さん、おはようございます。

まだまだ寒さが厳しい中で、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、提出議案等の説明をさせていただく前に、2月14日、15日の記録的な大雪の対応等について説明をさせていただきます。

まず初めに、大雪で被災に遭われた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の大雪は、私どもが今まで経験したことのない大雪となってしまいました。町といたしましても対策本部を立ち上げ、まずは住民生活の影響を考えて、早急な幹線道路の交通確保に

取り組んでまいったところでございます。しかしながら、想定外の雪害、積雪の多さに、職員や土木業者等を総動員しても行き届かなく、住民の皆さんにも、地域でできる除雪の協力をお願いしたところでございます。議員の皆様をはじめ地域住民の皆様方に対しまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

特に、農業への被害は甚大なもので、国や県、関係機関と一緒にあって、被災農家支援に取り組んでまいったところでございます。支援策の予算対応等につきましては、今議会の追加議案で補助等支援策の補正予算を上程いたしたいと考えております。

災害対策につきましては、除雪作業への支払い等のため、緊急に専決処分で補正予算を編成し、執行させていただいたところでございます。これからも今回の経験をもとに、より災害に強い町づくりに向けて取り組んでまいります。議員の皆さんや区長さんをはじめとした町民の皆さんにも、御協力のほどよろしくお願いを申し上げるものでございます。

それでは、平成26年第1回上里町議会定例会に当たり、御提案申し上げます議案と平成26年度の町政運営における施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんに御理解を賜りたいと存じます。

それでは、本定例会に提出する議案でございますが、条例関係では、上里町長及び副町長の給与等の条例に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例ほか6件、その他、財産の取得や町道の認定、廃止、埼玉県市町村総合事務組合の規則変更などのほか、雪害による補正予算を専決処分したので、承認をいただきたく提出いたしました。

予算関係では、一般会計をはじめ補正予算が5件、当初予算が7件の合計27件の議案を提出いたしますので、慎重審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、先ほど申し上げました追加の補正予算のほかに、人権擁護委員の推薦の件と教育委員会委員の任命の件につきまして、追加議案を予定しておるところでございます。

続きまして、平成26年度の施政方針を申し上げたいと思います。

我が国の社会経済情勢でございますが、今年の1月に平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定いたしておるところでございます。「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢により景気回復の動きが広がり、今後は雇用、所得環境を改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることを見込まれておるところでございます。平成26年度は今の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくために、日本再興戦略の実行を加速・強化するとしておるところでございます。

また、私たちの暮らしに大きく関わる4月からの消費税率の引き上げによる駆け込み需要と、

その反動減を緩和するとともに、義務的経費等を含め、予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るとしておるところでございます。さまざまな取り組みにより、雇用の拡大や企業収益の拡大により、賃金の上昇、投資の拡大など、経済の好循環がなされることを期待し、地方財政にとっても財政の健全化が図られることを期待しているところでございます。

国の平成26年度の予算は、経済再生や財政の健全化を目指すとともに、社会保障・税の一体改革を実現する最初の予算として、国債費を含め、一般会計歳出の総額は95兆8,823億円となり、前年度対比3・5%の増となっております。

歳入は消費税率の引き上げも含めた税収が大きく伸びており、歳出は社会保障関係費が伸びた反面、地方交付税交付金等が減額になっておるところでございます。

同様に、埼玉県の前年度予算も、国と同様に伸びを示し、前年度対比3.2%の1兆7,298億円余りとなっております。

それでは、平成26年度の町政運営方針につきまして申し上げます。

平成26年度は、これまでに取り組んでまいりました区画整理事業や土地改良事業などの一部の主要事業が終了し、残された継続事業もしっかりと取り組むとともに、元気な町、笑顔で心の通う温かい町づくりを町民の皆さんと一緒に進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

これまでに継続実施しております上里中学校の改修事業や上里サービスエリア周辺地区事業など、早期の完成に向けて積極的に展開するため、必要な予算を投下するとともに、新たな施策展開の取り組みにも配慮をしてみたいと思っております。

特に、サービスエリア周辺地区整備事業につきましては、残されている用地の企業誘致や平成27年12月に供用開始を予定しております（仮称）上里スマートインターチェンジの設置に向け、しっかりと取り組むとともに、都市と地域、そして農業の交流を目指した触れ合いのある農村公園の設置に向け取り組んでまいります。

初めに、元気な町づくりでございますが、元気な町づくりとして、町民の健康を守る検診や予防接種の充実、子ども・子育て支援の充実などを図るほか、骨髄バンクドナー支援事業、そして、さまざまな福祉給付サービスなどによる元気な町を目指してみたいと思います。

次に、安心・安全な町づくりにつきましては、木造住宅の耐震診断や耐震改修の推進や防犯灯のLED化の委託事業による整備、高齢者宅や障害者宅の家具転倒防止対策、子どもたちが安心して遊べる公園遊具の点検、防災・防犯、見守り隊の人たちなどへの地域安全・安心の町づくりの支援に取り組んでまいりたいと思っております。

特に、冒頭でもお話しさせていただきましたが、大雪による災害時の地域の皆さんの力は本

当に大きなものでございました。改めて感謝を申し上げるとともに、地域力の向上と共助づくりに取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

インフラ整備や建設事業につきましては、（仮称）スマートインターチェンジ事業として、設置工事をネクスコ東日本に委託するほか、用地買収や道路標識設計委託など、供用開始に向け取り組むとともに、児玉工業団地へのアクセス道路の土地購入や物件補償や町内道路の整備促進、上下水道の整備を進めてまいりたいと思います。

また、道路橋梁の長期寿命化を図るため、国の補助事業を活用し、補修の調査設計委託を行うほか、公共施設の老朽化や統廃合の複合的活用で行政サービスを維持しつつ、財政支出の削減を図る、公共施設アセットマネジメントへの取り組みも進めてまいりたいと思います。

そして、学びや触れ合いの町づくりにつきましては、引き続き上里中学校の特別教室棟や体育館などの施設整備、児童・生徒の学習意欲や理解力等の向上を図る学力向上推進事業の取り組み、また、豊かな心と健康な体をつくるための放課後子ども教室やこむぎっち体操の普及促進、スポーツを通じた健康づくりで、活力に満ちた町を目指してまいりたいと思います。

最後に、持続性のある自立した行財政運営では、行財政改革の推進を引き続き進めるとともに、水道課と下水道課を統合し、上下水道課として住民へのサービス向上と事務の効率化を図ってまいります。また、図書館の指定管理による開館時間の延長と利用者サービスの向上を進めるとともに、新たに納税推進コールセンター業務委託などで税収の自主財源の確保、国や県の補助制度の活用などにより、安定した財政運営に取り組んでまいります。

それでは、平成26年度当初予算の概要を少しお話を申し上げてみたいと思います。

さて、当初予算の編成に当たりましては、地方財政計画をもとに景気の回復傾向による税収の伸びや消費税率の引き上げ、地方交付税の減額など、さまざまな要因による歳入を見込みながら、学校や道路等、住民ニーズに対応した必要な歳出として、平成26年度一般会計予算は前年度対比5.1%減の77億5,090万円、特別会計4会計予算は、前年度対比で4.9%増の52億44万7,000円、企業会計予算は、新たに下水道事業会計を加えて2会計となり、前年度対比165.3%増の19億7,386万円としておるところでございます。

また、平成25年度一般会計補正予算（第5号）で、継続事業として、上里中学校特別教室棟改築工事等を計上させていただいておりますので、これを合わせますと、一般会計予算ベースで82億円ほどとなり、昨年度の当初予算をわずかに上回る予算規模となるものと考えております。

特に、この予算の執行によって、上里中学校の整備や（仮称）上里スマートインターチェンジが大きく前進するものと考えております。

さて、平成26年度当初予算における主な増減理由について、歳入面では、消費税率の引き上

げによりまして、地方消費税交付金が大きく増額となっております。また、臨時福祉給付金等による国庫補助金が大きく伸びている一方で、昨年度計上させていただきました国営神流川沿岸土地改良事業における負担金がなくなってまいります。歳入の要となる町税は、前年度より伸びているものの、地方交付税の減額を見込んでいるため、引き続き厳しい状況であるものでございます。

歳出面では、先ほどから申し上げておりました新規の継続事業のほかに、消費税率の引き上げによる所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、国の10分の10の補助金で、臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時特別給付金支給事業が計上されておるところでございます。まだまだ厳しい社会経済情勢の中ではありますが、町民の視点に立ち、町民生活の安全や福祉の向上を最優先とした施策を実施してまいりますので、町民の皆様には笑顔で住んで良かったと言える明るい上里町を町民の皆さんとともに、全力で築いていきたいと考えております。

以上が予算を含めた施政方針とさせていただきます。

終わりになりますが、12月定例会以降の町政報告を申し上げますと、主なものとして、第35回の元旦歩け走ろう会では、1月1日、元旦の上里ゴルフ場の外周をコースに行われ、初日の出を見ながら爽やかな汗を流し、1年の初めを迎えたところでございます。

1月12日には、上里消防団の4分団と上里分署の職員が一堂に会し、出初め式と町内全域をパレードし、火災予防を呼びかけたところでございます。

同日の第60回成人式も、ワープ上里におかれまして行われ、320の方が新成人として大人の仲間入りをしました。門出をお祝いいたしたところでございます。

3月30日には、第23回上里乾武マラソン大会が神保原小学校をスタートし、町の北部地域を巡るコースが行われます。寒さに負けず力走するランナーを多くの皆さんと応援したいと思っております。

最後になりますが、4月6日に予定をしていた堤調整池での桜祭りの開催は、残念ではございますが、大雪による被害等を考慮し、中止とさせていただいたところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきますが、議員各位におかれましては、町政進展のため、引き続き御指導・御協力をお願い申し上げます。私の施政方針及び行政報告とさせていただきます。御静聴ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 以上で町長の施政方針及び行政報告を終わります。

日程第5 諸報告について

議長（高橋正行君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は1件であります。

なお、本陳情は、所管常任委員会に審査の付託をせず、協議事項として参考に、その写しを配付しておきました。

本件の協議は、議会全員協議会において協議いたしますので報告します。

次に、郵送による要望書が提出されました。

本件につきましては、参考資料として、その写しを配付しておきましたので、御了承ください。

次に、本定例会に規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前9時39分休憩

午前9時50分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（高橋正行君） ただいま山下博一議員から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

山下博一議員の議員辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、山下博一議員の議員辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第34 議員辞職について

議長（高橋正行君） 日程第34、山下博一議員の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山下博一議員の退席を求めます。

〔「山下博一議員退席」〕

議長（高橋正行君） 事務局をして辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

山下博一議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、山下議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時54分休憩

午前9時58分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名について

議長（高橋正行君） 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員に、6番中島美晴議員を指名いたします。

総務経済常任委員会は、本日中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、報告をお願いいたします。

日程第6 一般質問について

議長（高橋正行君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い発言を許可いたします。

1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番の植原育雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、順番に従いまして質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは、安全と安心、選択と集中、官民協働であります。

今3月定例議会では、1、町内の空き家対策について、2、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、3、災害対策について、町長に質問をさせていただきます。

最初に、町内の空き家対策について、町長に質問させていただきます。

平成22年9月議会で、同僚議員が空き家適正管理条例の制定について質問をしております。全国各地で災害や犯罪を誘発しかねない空き家で、老朽化して倒壊するケースや路上生活者らが住み着いて火災を起こすなどのトラブルが頻発しており、これらの所有者らに対策を求める適正管理条例が埼玉県所沢市で平成22年制定され、同年10月施行されました。

我が町も、上里町空き家等適正管理条例が平成24年3月15日、条例第15号で制定されました。

この条例の第1条は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び防犯の町づくりの推進に寄与することを目的とするという条文で目的を示しております。第3条は、空き家等の所有者は当該空き家等が管理不全な状態にならないように維持管理し、除草、放置物、資材等の整理整頓及び建物等の適正な管理を行わなければならない。第4条で、町民から情報提供を求め、第5条で、この情報提供があったとき、または町長が第3条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができるとしております。第6条では、当該所有者等に対し、必要な措置について、助言、指導及び勧告することができるとし、第7条では、これらに応じないときなどは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。第8条では、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、その者の住所及び氏名等を公表することができるとしております。また、第9条では、警察、その他の関係機関との連携も定めております。

そこで質問いたしますが、この条例の制定前と制定後はどのような変化がありましたか。実績等に基づいた答弁をお願いいたします。

高齢者世帯の増加や核家族化の進展等に伴い、空き家も年々増えており、ごみの不法投棄、老朽化した建物の倒壊、防犯・防災等の安全面の確保が求められております。この条例では、第4条で、町民からの情報提供を求めています。第5条で、この情報提供があったとき、または町長が第3条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができるとしております。町内を見て歩けば、第3条に、空き家等の適正管理が行われていないと認められるべき状況に該当する物件が出てくるはずですが、町独自で実態調査はしているのでしょうか、町長に質問をいたします。

平成26年2月7日金曜の朝日新聞によりますと、平成20年の時点で、全国の空き家は約757万戸あるということです。今後、少子・高齢化社会の中では、さらに増え続けていくということでもあります。町内の空き家問題解決に向けての対策として、町長はどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。問題解決に向けた一例として、栃木市は平成26年1月から空き家の提供者と利用希望者の双方の負担軽減を図ることで、空き家問題の解決へつなげたいとして、最大で空き家リフォーム代として50万円、家財処分は10万円を補助する制度を導入することとしまし

た。上里町も導入したらどうでしょうか、町長に質問をいたします。

2点目として、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、町長に質問させていただきます。

平成24年9月議会で、同僚議員の質問に対して、町長は次のように答弁しております。

産業団地の造成や分譲は、土地開発公社が事業主体という役割を担っており、事務局は総合政策課が兼任していて、事業推進に当たっては、関係部署での事務分担や事業調整が必要です。このため、町として土地開発公社が一体となって事業を推進するため、庁内に、副町長をリーダーとして、関係課長と担当者をメンバーとする上里サービスエリア周辺地区整備事業推進庁内連絡協議会があります。土地開発公社は、事業資金の大半を金融機関から借り入れなどによって調達しており、借入金の返済や金利リスクを勘案しますと、分譲土地をできるだけ早期に売却することとされており、長期保有は好ましくないと考えております。

一方、立地希望の企業側は、リース契約というニーズもあるように聞いております。引き続き企業ニーズの把握などの情報収集に努めてまいります。

また、平成25年3月議会では、同僚議員の質問に対しまして、下り線側は1区画で、分譲面積が大きいのが特徴ですが、製造業の企業誘致を目指しており、是非とも実現したいと思っています。

「町長自身も先頭に立って、企業誘致担当課とともに、企業や金融機関に対して、当産業団地の立地条件の良さ、災害の少なさなどを積極的にPRしてまいりました。引き続き、埼玉県企業立地課とも情報交換を行いながら、企業をはじめ多方面に優位性をアピールし、一日も早い企業立地に結びつけるように、最大限の努力に傾注して取り組んでまいりたい」と答弁されておりますが、現在の企業誘致の進捗状況について、町長に質問させていただきます。

平成26年1月18日の朝日新聞によりますと、「5年以上塩漬け、9割を超え、1,300億円に、県内の土地開発公社」という見出しで掲載されておりました。県内の市や町の土地開発公社が取得した土地の9割以上が5年以上保有したまま塩漬けになっています。県は自治体の財政を圧迫する火種と見て市町村向けに独自の財政支援を始めるそうです。

土地開発公社は、地域整備のための公有地を先行取得する目的で設立されていますが、財政悪化などで公共事業が見直されると自治体による買い戻しが遅れます。公社の土地取得費は、通常自治体の債務保証を前提に金融機関から借りています。このため買い戻しが遅れると利子負担が膨らみ続け、最終的に土地を購入する自治体の財政を圧迫するおそれが出てきます。

新聞によりますと、公社の土地保有額が標準財政規模に占める割合が高い自治体は、上位の川口市から始まり、9位までが市で、上里町は10位に入っております。保有額は9億円で、公社の土地保有額が標準財政規模に占める割合は15.7%です。財政担当課によりますと、上里町

の場合は、上里サービスエリア周辺地区整備事業によるもので、造成地が民間企業などに売却できれば、借入金は返済できるものとの説明を受けて一安心をしておりますが、長引くと利子負担が膨らむので、できるだけ早く企業誘致に向けた努力をお願いしたいと考えておりますが、町長に、企業誘致と土地開発公社についての質問をさせていただきます。

次に、(仮称)上里スマートインター取り付け道路と接続道路等についてですが、(仮称)上里スマートインター取り付け道路から県道児玉新町線を北に進み、天神・真下地内の狭くカーブした道路を通りJR高崎線の踏切を渡り、国道17号に至る道路は県道でありまして、県の調査費がついて調査が進んでいるとのことですが、地元説明会の様子や道路の拡幅に向けた今後の見通しについて、町長に伺います。

また、同僚議員が町長に質問をしておりますが、三田久保原線を西に延伸し、(仮称)上里スマートインター取り付け道路との接続について、私もよい考えだと思っておりますが、早期実現を願っております。町長はどのような考えをお持ちでしょうか、質問をいたします。

3点目として、災害対策について、町長に質問させていただきます。

3月になりますと、平成23年3月11日金曜日に発生しました東日本大震災が思い出されます。上里町は比較的災害の少ない町と言われておりますが、関東大震災が大正12年9月、西埼玉地震が昭和6年9月に寄居町を震源地として発生しております。過去に県北地区を中心とした災害が発生しております。平成に入ってから、阪神淡路大震災が平成7年1月、新潟中越地震が平成16年10月、東日本大震災が平成23年3月11日に発生しております。安心してよいのでしょうか。昔から災害は忘れたころにやってくる、今日か明日かもしれません。いつ何どき発生するか誰にもわかりません。備えあれば憂いなしです。だから万全な備えが必要なんです。上里町はどういうところが避難所になっていて、避難所は何カ所あるのでしょうか、町長に質問をいたします。

文教厚生常任委員会では、昨年11月7日と8日の2日間、新潟県三条市、柏崎市、十日町市への視察研修を実施しました。柏崎市では、災害時要援護者支援について視察を実施しました。上里町でも、これと同様な制度、地域支え合いマップが作成され、実施されております。上里町の地域のつながり再生事業に係る支え合いマップ事業制度が、主に高齢者等の日頃の見守り活動に役立てていこうとの考えから作成されておまして、災害時には要援護者の特定や安否確認等に利用したいとのことですが、災害時に果たしてどのような活用ができるのか非常に心配をしております。新潟県柏崎市では、年1回、地区持ち回りで総合防災訓練を実施しています。

また、平成23年11月に、文教厚生常任委員会では、住民支え合いマップづくりの先進地であります長野県箕輪町に視察研修に行ってきておりますが、箕輪町では、各行政区ごとに区の防

災訓練にあわせて、マップを利用した避難訓練等を行い、避難するまでに何分かかったのか、避難所まで実際に行くことができたのか、支援者が声をかけて安否確認をすることができたのかなど、新たな課題や反省点が見つかったとしています。

平成23年12月定例議会の中で、私の質問に対して町長は、「マップを利用した防災訓練等については、平成24年度以降に防災担当課とともに検討しながら、各行政区の実情にあわせて、実施に向けて働きかけてまいりたい」と町長は答弁をしております。

そこで、質問ですが、地域のつながり再生事業に係る支え合いマップ事業制度を利用した防災訓練について、実施する考えはあるのでしょうか。平成23年12月定例議会以後の進捗状況も含めて、町長に質問をいたします。

次に、他の自治体と災害時相互応援協定の締結及び災害時の民間事業者との応援協定締結について伺います。

大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下をいたします。このため、被災自治体は、特に市町村単独では多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じます。自治体間の相互応援協定についてですが、自治体間での相互応援協定も全国的に締結されておりまして、広域的な災害対策を効率的に展開することを目的として、市町村間、都道府県間などのさまざまなレベルで自治体間の相互応援協定が締結されております。各自治体で応援受け入れに備え、地域防災計画などにより、緊急輸送道路や広域応援受け入れ施設を定めております。

市町村間の相互応援協定についてですが、市町村では、都道府県内の全市町村を対象とした統一応援協定の締結など、相互応援協定締結への積極的な取り組みが見られ、平成18年4月1日現在、全国で1,457もの市町村が広域防災応援協定を締結しております。また、姉妹都市関係にある市町村間で相互応援協定が締結されることも多くあります。自治体と民間事業者や関係機関との間での締結についてですが、このような事態に対処する手段の1つとして、物資の供給、医療救護の活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について、被災自治体をサポートする旨の協定が多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されております。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資材機材などを有していますので、さまざまな分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できます。

こういう状況にありますが、他の自治体と災害時相互応援協定の締結及び災害時の民間事業者との応援協定締結について、上里町はどのような取り組みをしておられますか、町長に質問をいたします。

次に、雪害の状況と対策について伺います。

前の週にも雪が降りましたが、2月14日金曜深夜から15日土曜にかけて、関東甲信や東北地方で激しく雪が降り、観測史上最高の大雪となりました。熊谷気象台は、熊谷で62センチ、埼玉県は本庄で65センチと発表、これは2月16日の埼玉新聞に掲載をされておりました。想像を超えた今回の大雪で、家から道路にも出られず、また、地元の道路に出ても、その先への車で走行はできない状況でありました。町民の方から、この状況では食料品等の生活必需品の買い出しや仕事にも行けない、何とかしてほしい等の内容の電話が私のところにも何本もあり、この状況を町の対策本部にも連絡をいたしました。

私も町役場に出かけました。町では災害対策本部長の指揮のもとに、町職員は地元業者の機械的支援を受けて、連日除雪作業に当たっておられました。本当に御苦労さまでした。

2月28日に議会全員協議会が開催されまして、大雪への対応と被害状況について、資料の提供等を受けておりますが、災害の状況と対策について、町長に質問をいたします。

以上で、とりあえず質問を終わります。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） それでは、最初に、植原議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

町内の空き家対策について、町の空き家等適正管理条例の制定前と制定後の状況についての御質問に関しまして答弁をさせていただきたいと思います。

上里町の空き家等適正条例でございますけれども、全国でもいち早く、平成24年3月に制定をし、同年7月に施行いたしましたところでございます。その後も全国の自治体が次々と同様の条例を制定しております。上里町の条例の趣旨は、空き家の適切な管理を所有者に義務づけ、自治体からの指導助言・勧告・命令を行い、それでも従わない場合は、名前を公表するなどの措置をとっておるところでございます。

条例制定以前も空き家についての相談もありましたが、個人の所有物に対しまして、町が指導を行う明確な根拠が存在していなかったことからお願いをすることができませんでした。また、各種相談はいろいろな窓口で受けており、倒壊しそうな建物や建築担当、空き家の草木の繁茂は環境担当、防犯上問題がある場合には防犯担当で随時受けており、それらにつきましては、具体的な統計的な数字にはなっていませんでした。

この空き家等適正管理条例が制定されたことを、広報かみさと平成24年4月号に掲載をしてからは、すぐに住民からの相談があり、今年の1月末現在では31件、物件数22件の御相談が寄せられておるところでございます。現地の状況を確認し、危険な建物につきましてはもちろん

のこと、放火や不審者の出入りなどの防犯上の問題や空き家周りの草が伸び放題になったというようなことにも、この条例を根拠に、必要に応じて所有者に連絡をとって対処を促しているところでございます。

所有者は町外に住んでいるケースも多く、電話あるいは書面を郵送して指導しているところでございますが、その多くが対応していただいております、現時点の勧告以上の処分を行ったものはありませんでした。しかし、複数回にわたって指導・助言をし、所有者の対応の様子をうかがっている物件もございまして、今後、改善が見られない場合は、勧告等の処分を行っていききたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の町内における空き家の実態調査についての御質問に関して答弁をさせていただきます。

空き家等適正管理条例を制定するに当たり、平成23年3月、各地域の空き家の状況を把握するため、町から区長の皆様をお願いをし、地元の調査を行っていただきました。そして、そのときは171軒の空き家の報告をいただいたところでございます。全てが管理不全な空き家というわけではなく、その多くは適正な管理が行われておりましたが、今後、空き家の状況は変化してまいりますので、その171軒については、全てリストと住宅地図上に登録しております。また、現在は相談があるごとに、そのリストと住宅地図に新たな空き家を追加して対応しており、現在183軒が登録になっておるところでございます。このことは、総務課で委託している地域安全・安心町づくり推進委員とも連携をし、防犯パトロールにも役立てておるところでございます。

空き家に関する調査としては、国や県が行った標本調査がありますが、統計局による平成20年住宅・土地統計調査では、埼玉県空き家率は非常に低く、全国で45位だそうでございます。下から3番目だそうございまして、10.7%、上里町でも11.0%という低い値でございました。その後、埼玉県空き家実態調査が平成24年3月に報告されていますが、埼玉県全体で11.1%と、この3年間に空き家率が若干、0.4ポイント上昇していると推計されておるところでございます。

建物が空き家かどうか、その使用状況を含めて判断し、管理不全なのかどうか確認するためには、地域の方から情報を収集することが一番手短な方法ですが、町全体の調査を再び行うことは、区長さん等にも大変負担を強いることとなりますので、現時点では管理不全な空き家の報告を受けた場合にリストに追加して、空き家等適正管理条例に基づいて対処していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、町の空き家問題解決に向けて、対策についての御質問に関して答弁をさせていただきます。

上里町は住民の要望もあり、全国的にも比較的早い段階で空き家等適正管理条例を制定いたしました。埼玉県で最も早く制定した所沢市などをモデルとし、そこから発展させて、空き地の草木の繁茂にも適用できる内容としております。その後、制定された他市町村の条例を見ますと、栃木市のように、リフォーム代や家財処理代を補助するもの、空き家問題が深刻な地域については、さらに踏み込んで行政代執行を盛り込んだもの、地域性もありますが、空き家の有効活用を考えているものまでございます。

また、埼玉県都市整備部空き家対策プロジェクトチームでは、昨年10月に、埼玉県空き家対策指針を策定いたしました。指針の狙いは、安全対策と利活用策の二面から、市町村の町づくりを応援するというものでございます。

国におきましても、自民党の空き家対策推進議員連盟が空き家対策特別措置法案をまとめており、市町村に空き家への立ち入り調査権を付与し、所有者の改善命令に従わない場合には、過料徴収や行政代執行ができるとするものでございます。これらの動向を判断しつつ、有利な税制や補助制度や各自治体の先進的な取り組みを研究しながら、今後の対策を検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、の企業誘致の進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

御質問の企業誘致の進捗状況につきましてですが、上里サービスエリア周辺地区で進めております産業団地に加え、工場跡地などを工場適地に位置づけ、企業誘致を最優先課題として積極的に取り組んでいるところでございます。

昨年2月に、上里サービスエリア周辺地区において、上り線側の産業団地予約分譲を契機に、現時点で2社の企業進出が決定し、そのうち1社が今年の2月から操業を開始しております。また、1件につきましても、設計に着手した旨の報告を受けておるところでございます。

本年度の企業誘致活動につきましてですが、埼玉県企業立地課と合同で、関西方面の企業訪問を実施したほか、町独自に東京都に本社を置く企業への訪問も実施したところでございます。また、金融機関や大手建設会社に対しまして、引き続き企業誘致に係る資料を提供するとともに、企業動向情報の収集や産業団地への現地案内も行ったところでございます。

昨年から、アベノミクス効果によって景気回復への期待も高まっておりますが、企業誘致には追い風となりつつあると思っております。これまでの企業誘致活動からは、まだまだ国内投資について慎重な姿勢を感じておるところでございます。また、他の自治体においても、企業誘致活動に取り組んでおり、成果までに結びつけることは容易ではないわけでございます。しかし、地域の活性化を図るためには、企業を誘致し、雇用を確保することが最善の方策であり、立地条件を生かした誘致活動を行いたいと思っております。引き続き上里サービス

エリア周辺地区産業団地への企業誘致を重点課題として位置づけて、埼玉県とも連携しながら企業誘致活動を行うとともに、民間の力というものの導入も含めた今後検討も行っていかなくてはならないと、このように考えておるところでございます。

続きまして、企業誘致と土地開発公社について答弁をさせていただきたいと思えます。

企業誘致と土地開発公社についてでございますが、先般新聞報道で、土地開発公社の長期保有地の解消に向けた公社健全化対策を実施すると10市町の1つに当公社が上げられております。この調査で、当公社が保有する土地の中で、調査地に該当したものは、関越自動車道上里サービスエリアの上下線の整備した産業団地やスマートインターチェンジの用地などがございます。調査時点では分譲が開始されていない状況でございましたので、約17ヘクタールが長期保有地となったものでございます。

この調査後の平成25年度には、産業団地のうち、上り線側3区画、約3ヘクタールを売却したほか、スマートインターチェンジ分、約1ヘクタールを売却予定しており、長期保有地のおおむね25%相当の削減に努めたところでございます。

しかしながら、産業団地は下り線側に1区画、10ヘクタール、上り線側に1区画、1ヘクタールが残っておりますことから、長期保有地解消には引き続き産業団地の企業誘致、企業売却に向けて取り組みが課題となっているところでございます。現在の借入金の利率は、短期、長期資金ともに超低利な資金となっており、金利が直ちに分譲価格に影響を及ぼすことはございませんが、今後の金利動向や長期的な観点からも、金利についても細心の注意が必要であろうと考えておるところでございます。

上り線側は隣接する工場跡地利用との調整などはございますが、企業誘致に係る情報の収集や活動状況を勘案し、好機を選びながら分譲手続を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、借入金の返済には分譲地の売却が必要不可欠でありますことから、引き続き企業誘致活動に全力で取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、の上里スマートインター取り付け道路と接続道路等についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、県道児玉新町線についての御質問でございますが、当路線の天神地区では、幅員が狭く、ダンプなどの大型車両の交通量が多いため、歩行者や自転車利用者にとって大変危険な状態となっております。町では、以前より埼玉県に対して、円滑な交通の確保と安全のため、道路改良の要望を重ねてまいりました。その結果、平成24年度に路線測量が実施され、踏切部等の協議を経て、25年10月には本庄県土整備事務所による地元説明会が行われたところでございます。

説明会には私も出席させていただきましたが、地元区長さんをはじめ多くの地権者の出席のもと、本庄県土整備事務所より、道路線形の概略が図面で示され、計画の概要と今後の予定について説明がございました。この説明会に出席いただいた方には、事業について、おおむね御理解をいただいたものではないかなと感じているところでございます。

また、今後の予定につきましては、平成26年度内に道路の細かな構造や形状等を決定する詳細設計を実施し、その図面をもとに、2度目の説明会を予定しておりますところでございます。説明会后に、用地測量等が実施され、順次個別の用地交渉に進むことになるわけでございますが、町も県に協力しながら早期完成に向けて事業を促進してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路三田久保原線の西への延伸についての御質問でございますが、この路線は以前にもお答えを申し上げましたが、上里町都市計画マスタープラン新規構想路線として、JR高崎線より南側の東西方向の幹線道路として記載があるところでございますが、本庄方面から町の中心部を通り、上里サービスエリア周辺やスマートインターチェンジのほか、大型商業施設方面へも短距離で結ぶことができ、狭い生活道路の通り抜け車両の減少も見込めますので、私も非常に効果が高い道路になるものではないかと考えております。

サービスエリア周辺地区の企業立地やスマートインターチェンジの設置といった状況変化による交通の流れも踏まえながら、町の道路ネットワーク形成が実現性の観点から、御質問の道路についても、今後真剣に検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、3番の災害対策につきまして、地域のつながり再生事業に係る支え合いマップ事業制度を利用した防災訓練の実施についての御質問に関しまして答弁をさせていただきたいと思っております。

上里町では、住民に身近な公共施設を避難所に指定しており、学校や公民館、図書館、保健センターなど、各地域に現在25カ所設定しております。上里町地域防災計画では、避難者誘導先は、災害の形態等で判断するとして、緊急を要する場合には、近隣の空き地等に緊急避難し、その後、避難所へ移動し、収容避難することとなっております。現実の災害では、何が何でも避難所へ行かなければならないということではなく、臨機応変な対応が求められております。

地域支え合いマップは、要支援者と、その方を支える支援者を地図上に関連づけたものでございます。民生委員と区長に配布しておりますが、現在新たなものを作成中で、4月以降に差し替えをお渡しする予定となっております。このマップには個人情報が含まれており、地域の避難訓練を行う際に、その方が要支援者であるかわかってしまう場合は、事前にその方の了解が必要となっております。そのため慎重な取り扱いをしながら、地域で

避難訓練をする際に役立ててほしいとお伝えし、お渡ししておるところでございます。現時点では、町が主導で地域の避難訓練を行った実績はございませんが、地域を主体とした避難訓練を啓発し、地域支え合いマップの利用も併せて、町から指導を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続いて、他の自治体と災害相互応援協定の締結及び災害時の民間事業者との応援協定締結についての御質問に関して答弁をさせていただきたいと思えます。

上里町では、災害時の各種応援協定を関係機関と結んでおります。古くは昭和42年から上里町と本庄市で消防相互応援協定を結んでおり、その後も機会があるごとに各関連機関と協定を行っております。災害時の人命救助やライフラインを確保することについては、日本水道協会埼玉県支部北部地区と災害相互援助に関する覚書、埼玉県電気工事工業組合とは電気設備等の復旧に関する協定書、埼玉県とは防災ヘリコプター応援協定、本庄市児玉郡医師会・歯科医師会とは災害時の医療救護活動に関する協定書、国土交通省とも災害時の情報交換に関する協定などを結んでおるところでございます。平成23年以降は6件の協定を結び、埼玉ひびきの農業協同組合や株式会社カインズといった事業者とも物資の供給協定を結んでおるところでございます。

他市町村との応援協定につきましては、埼玉県内では、平成19年に全市町村が災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に調印しておるところでございます。今後は広域被災を考慮に入れ、他県の市町村等との協定も視野に入れて取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、雪害の状況と対策についての御質問に関して答弁をさせていただきたいと思えます。

2月14日から降り続いた大雪は15日の午後まで降り続き、熊谷气象台では、先ほど議員もおっしゃられておりましたが、観測史上最高の62センチの積雪を記録いたしました。町内全域で多数のビニールハウスの倒壊、農産物被害、建物やカーポートの損壊などがあり、町民の皆さんの生活に大きな打撃がありました。被災された方々には、改めて心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

この120年に一度と言われる大雪の対応ですが、除雪に関しまして、町といたしましても最大限の努力を行ってきたところでございます。雪が降り始めた14日金曜日には、2回の打ち合わせを行い、15日の土曜日早朝に役場職員が深い雪の中、徒歩で集合して災害対策本部を立ち上げました。救急車をホイールローダーで先導し、道路上の立ち往生者を救出するなど、町の機械や職員の手作業で除雪を行い、生命を最優先で対応してきたところでございます。

また、町の幹線道路につきましては、町内の建設業者や水道事業者等にも重機を出動しても

らい、消防団員にも地域の除雪作業に専念するよう指示を出しておるところでございます。生活道路につきましては、町の力だけではどうにもなりませんので、区長さんを通じて、住民の皆様にも身近なところで、できる範囲で除雪に協力をいただきたいとお伝えをいたしました。非常にありがたく、地域の共助の力に改めて感謝をする次第でございます。

続いて、被害に対する支援策についてでございますが、建物の被害状況につきましては、区長さんから調査報告をいただいております。2月末時点での集計で、住宅については一部損壊が446件、物置等につきましては、全壊が39件、半壊が57件、一部損壊が198件、カーポート等の損壊につきましては761件、計1,502件の被害報告が上がっております。これらの住宅被害に対する各市町の対応はさまざまでございますが、上里町の災害見舞金の制度は、住宅全壊で3万円以内、住宅半壊、または物置等全壊で2万円以内という内容でございます。非常に生活を営むことに必要となる部分が対象であるため、カーポートは対象外となっております。住民自身が加入している保険請求の対象となる場合は、町の罹災証明書が必要だということであれば、総務課で罹災証明書を発行しております。御利用いただきたいと思います。

また、家庭用のカーポート等の瓦れきにつきましては、小山川クリーンセンターへ搬入し、罹災証明がなくても大雪で被災したこと告げれば、無料で受け入れをしておるところでございます。

もう一つは、農業関係の補助でございますが、特に、収穫時期を迎えておるキュウリ、トマト、イチゴなどの施設園芸の被害が甚大なものとなっております。また、花卉栽培、各種の路地野菜、畜産、果樹栽培等にも大きな被害をもたらし、農家の方への無念さや絶望感をはかり知れないものがあると思います。町の被害額総額は、2月20日現在、概算で約9億4,400万円、内訳として、パイプハウスなどの施設被害額が5億4,200万円、農作物の被害が4億200万円にもなります。被害面積もパイプハウスは約10万平米を超え、鉄骨ハウスは約7万平米を超えまして、棟数にすると500棟近くに上り、損失率30%以上の農家数は130農家にも上っております。

町といたしましては、基幹産業である農業を守るため、2月24日に熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、寄居町の首長と県議会議員と一緒に、埼玉県知事を訪問し、一刻も早い救済対策の実施、財政支援制度の創設等、強く要望してきたところでございます。また、国に対しましても、2月21日、2月26日の2日間にわたり、同様の内容について強く要望してきたところでございます。

既に、新聞報道でも御案内のとおり、壊れたパイプハウスなどの撤去や再建に必要な費用の30%を上限に、農林水産省の補助金を出すほか、日本政策金融公庫からの貸し出しを今後5年間無利子とするとの発表もございます。

さらに、埼玉県では、農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害の指定を行いましたので、農産物の減収量が平年収量の30%以上であるなどの町の認定を受けた農業者の方には、農薬や肥料の購入費の一部を、具体的には農産物の各品目ごとに被害程度に応じて農薬購入費などの補助区分が決められ、1,000平米当たりの決められた単価について、県と町が2分の1ずつ補助をしたり、農業生産施設の復旧資金の融資に係る利子補給も県と町が2分の1ずつ補助をするということで、町でもすぐ対応できるよう準備を進めておるところでございます。

そのほか、農業再建に先立ち、何よりもまず壊れたパイプハウスや鉄骨ハウスなどを撤去することが必要であろうということで、撤去費用の一部についても、県と町が補助する準備を進めているところでございますが、詳細はまだ明らかになっておらないのが実情でございます。

また、壊れたパイプハウスを撤去して農地を利用できる状態にするためにも、まずは廃ビニールの処分が必要なことから、当該処分に係る費用の個人負担はゼロとするということで、児玉郡市、埼玉ひびきの農業協同組合が協力して決定したところでございます。

申し上げるまでもなく、上里町は県内有数の農作物生産地であり、農業は町の重要な基幹産業であると認識しておりますので、今後、農家の方が農業再建に向けて前向きに取り組めるよう国や県の対策も踏まえて、児玉郡市でもよく協議し、早急に対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 議席番号1番の植原育雄でございます。町長には御丁寧に御答弁をいただきありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、町内の空き家対策について、町長に再質問させていただきます。

空き家とか空き地には所有者がおりまして、既存の空き家を利用するという方法もあると思いますが、上里町も先進地を参考にしまして、何か既存の空き家を利用した利用方法が何かあるかどうか、町長はどんなふうにご考えておられるか、再質問したいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 空き家の再利用につきましては、先ほどもちょっと答弁の中で触れましたけれども、先進地で、この空き家対策の条例の、私どもは早かったものですから、後からつくった条例の中に、そういう利用方法を講じている自治体もあるようでございますから、そういう自治体を訪問させていただきまして、その辺のところはどこまでできるかということも今後の検討課題にさせていただきたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） それから、空き家を例えば取り壊すと税金が増えるという、そちらのほうからちょっと申し上げたいと思いますけれども、空き家を取り壊すと、今まで住んでいるところは住宅用地ということで、それを取り壊しますと、非住宅用地になります。そういった関係で評価が変わりまして、固定資産税が高くなる。ちなみに、住宅用地というのは税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けての特例措置が現在適用をされております。これは住宅用地に対する課税標準の特例ということで、小規模住宅用地については、200平米以下の住宅用地のことでありますけれども、200平米を超える場合は、住宅1戸当たり200平米部分までのものが小規模住宅用地になりまして、課税標準額は価格の6分の1となります。

また、小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地というふうに呼んでおりますけれども、例えば、300平方メートルの住宅用地1戸建て住宅の敷地であれば、まず、200平米部分が小規模住宅用地で、残りの100平米部分が一般住宅用地となります。一般住宅用地の課税標準額につきましては、価格の3分の1ということで現在課税をされておると思います。

これが、例えば家屋を取り壊すと、取り壊した家屋の税金はゼロになりますけれども、この土地の税金は非住宅用地となりまして、住宅用地に対する課税標準の特例はなくなりますので、税金は小規模住宅用地については6倍に跳ね上がります。それから一般住宅用地では3倍になります。空き家住宅を取り壊しする場合には取り壊し費用もかかりますし、取り壊しをすれば、この部分の土地の税金が高くなりますので、結局は何もしなければ、家屋に手をつけなければ自分の負担がなくなる、増えない。そういったことで、家屋の取り壊しはせずに、空き家になっている状況が続く原因の一つになっているかと思えます。

多分、国のほうも、この固定資産税の関係については多分協議がされているかと思えますけれども、こういうことを考えますと、地方税法の改正、それから町の税条例の改正、こういうことも視野に入れて考えていかないと、何もしないほうが得ということになれば、空き家は当然なくならないと思えます。

そういった意味で、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど植原議員もおっしゃってございましたけれども、今、国のほうでも空き家対策、国が指針を出しておるところでございます。自民党法案ということで、税制措置も行っているということでございます。必要な税制上の措置を国が行うということも言って

おるところでございます。そういった部分を考えますと、有利な税制や補助制度や各自治体の先進地も検討しながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 私が調べたところでは、秋田県の大仙市というんですか、ここは平成24年から空き家条例を施行しておりますけれども、市が所有者に代わって空き家を解体、撤去する行政代執行ができるということになっております。制度上は、解体費用は所有者に請求できますし、支払いに応じない場合は敷地を競売にかけて回収することができる、そんなシステムになっておりますが、実際は、回収は非常に難しいということでございます。

また、この市では、自ら危険な空き家の取り壊しをする所有者への助成金を支出しておりますけれども、市町村の負担を軽減するために、やはり国とか県が空き家対策を実施市町村に対して、費用の一部でも助成をしていただきたいと、そんなふうに秋田県の大仙市の市長さんは言っておられます。国とか県で、空き家対策を実施の市町村に、費用の一部でも助成するような制度を創設できればと思っておりますが、町長にお考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今後、そういった意味で、秋田県の大仙市で行われている、市が空き家対策をしたときに、国のほうで補助金を出していただけるかどうかということで、町としても、そういう要望を国のほうへも求めていきたいと、そういうふうに思います。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 次に、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、再質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁の中には、県道のことですので県の調査費がついて、去年の10月に地元説明会が行われて、その中では反対する者は少なかったというか、そんな状況でありまして、26年は詳細設計をして、実際にもっと具体的なことがわかってくると思いますので、それに伴って、また2回目の説明会、地元説明会をやるということでもありますけれども、（仮称）上里スマートインター取り付け道路との接続道路、この県道の児玉新町線でありますけれども、懸命な努力はされると思いますけれども、とりあえず平成27年12月に、このスマートインターが供用開始になる予定でありますけれども、間に合わない場合も当然考えられると思います。この場合、国道17号方面と県道の本庄藤岡方面、こちらに向かう車の利用する道路は、どこになるのでしょうか、町長にお聞きいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、27年度のスマートインターチェンジのオープンまでには当然間に合いません、オープンは来年の12月でございますから。これから26年度に詳細設計を上げていただいて、そして地権者説明会を上げるわけでございますから、当然、うちも何軒か当たってしまう、3軒か4軒ぐらい当たってしまうわけでございますから、そういうお家は、土地を見つけて移転をして、家を作って移転をしていただく、そうすると、少なくとも3年や4年はかかってしまう、そんなふうにも思っておるところでございます。

とりあえずは、大型道路も進入道路というのがなかなかありませんけれども、その大型のアクセス道路については側道を通るということでお願いを、スマートインターまで通る予定になっております。ですから、そこがまだ工事中におかれましては、県道上里鬼石線を通っていただくと、そういうことでございます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 次に、企業誘致と地元町民の雇用という形で関連ありますので、特に、若い人の働く場が少なく、仮にあったとしても非正規雇用の状態が多くて、とても不安定な条件のもとに雇用されている人が多いのが現状かと思えます。地元住民のためにも、先ほど答弁の中にもありましたけれども、再確認という意味でも、企業誘致の早期実現を果たしていただいて、町民の方が安心して暮らせるような環境づくりを是非つくってほしいと思えます。一応、町長の考えを、是非とも優良企業の誘致ということで御答弁をいただきたいと思えます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、今年の正月には大手企業の東京本社まで私みずから行って、いろいろお話をさせていただきました。ただ、アベノミクス効果が出ておるようでございますけれども、海外へ進出していく企業が非常に多い中で、この辺のところもなかなか難しいのかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、何件か問い合わせ等もあるわけでございますから、引き続き全力で企業誘致に取り組んでまいりたいと、このように考えておるわけでございます。また、県の企業局とも相談をさせていただきながら、一日も早い下り線側の企業につきましては努力をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔 1 番 植原育雄君発言 〕

1 番（植原育雄君） 次に、災害対策について、町長に再質問をさせていただきます。

先ほど町長が、災害が起こった場合は、25カ所の学校とか公民館等が避難所になっているというようなお話があったかと思いますが、例えば、空き地に緊急避難をして、それから避難所へ行ったらどうでしょうかというような答弁があったかと思いますが。

それを聞いて安心をしておるんですが、実は、実際にあった事例なんでありますけれども、災害時に車椅子に乗った人が国道17号を渡って避難所まで果たして行けるかどうか、住んでいる近くに地元の公会堂でもあれば、そこに一時的にでも避難して、そのほうが現実的ではないかなと思います。

ただ、その方が区長さんを通じて町の担当課のほうへ何か聞いてみたところ、食料とか毛布は届けられませんよというような返答をもらって、その車椅子に乗った方は涙を流したという、そういうような情報も私は受けております。再度、そこら辺について、町長に御答弁をいただきたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、避難所は25カ所を指定されておるわけでございます。災害の程度によっては、いろいろとさまざまな問題も出てくるんでありますけれども、できれば一旦近くのそういった公民館だとか、広場だとか、そういうところへ集合いただいて、それから避難所に行っていただくということでやっていただければというふうに思います。実際、そういった災害が起こったときに、やはり訓練をしておかないと、それが的確にできるかどうかということも非常に不安でございますから、これからやはり区長さん等を通じて、そういう避難訓練をさせていただきたいというふうに思っております。障害をお持ちの方だとか、そういったひとり住まいの方、お年寄りの方だとか、そういった皆様方につきましては、民生委員や区長さんに、その辺の連絡等も周知をしてみたいと、このように考えておるわけでございます。

議長（高橋正行君） 1 番植原育雄議員。

〔 1 番 植原育雄君発言 〕

1 番（植原育雄君） 大規模災害の場合、近隣の市町村と災害時の相互応援協定の締結だけでは、災害発生時に相互応援ができない場合が想定されます。これも新聞のほうで見たんですけれども、埼玉県松伏町では、新潟県湯沢町、それから宮城県山元町と遠隔地同士の災害時の応援協定を結んでいるそうです。また、県内の嵐山町、昨年11月に、長野県木曾町、富山県小矢部市と、それぞれ災害時の相互応援協定を結んだそうです。

上里町でも、大規模災害がいつ発生するかわかりませんが、遠隔地との災害時の相互
応援協定を結ぶ必要があるのではないかと考えておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと
思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も、全国の下水道協会の大会があったときに、千葉県
の町長さんから、そんなお話も出ておりました。それから企業誘致する過程の中
でも、そんな話も一部あるわけですから、遠くの県外の自治体とも、そ
ういう災害応援協定が結べればいいかなというふうに思っておるわけ
ですから、これを機会にぜひ進めさせていただきたいというふうに思
っております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 次に、雪害についての関係なんですけれども、今回の記録
的な大雪によりまして大変な被害を受けております。何度も発生しては困るん
ですけれども、最近、放射能とか、煙等によって大気汚染を引き起こして
おまして、その結果、地球温暖化ということにもなっているかと思
います。そうしまして、異常気象ということで、豪雨とか竜巻、大雪等
が発生をしておる状況かと思ます。これは地球全体が病んでいるという
か、地球全体が病気にかかってしまったのではないかなと、それを危惧して
おるところでございます。

災害は何十年に一度あるかないかだとは思いますが、上里町も比較的
に災害が少ない町と言っておりますけれども、このような状況を見ますと、
今までと違った災害対策を考えるべきではないかなと、そういうふう
に思ます。

今回の大雪の対策について、町内の建設業者、全体とは、その
応援協定みたいなのを結んでいのかどうかなんです、そこら辺について、
町長にお聞きしたいと思います。何業者か外れている業者もあ
ったのではないかなと思うんですけれども。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回の大雪につきましては、災害協定は業者とは
結んでおらないわけですから、植原議員御存じのとおり、台風だとか、
そういうときには業者に積極的に協力をしていただいております。今回も
15社の皆さんから応援をいただいております。今回の経験を踏まえて、
今後の対策のあり方、そういうものも検討していかなくては
いけないかなと、そんなふう思っております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 今回の雪害を見ますと、今までと違った災害対策が必要だと私も思います。今回の雪害、除雪作業なんかも見ても、機械が足りない、除雪用の機械を持っているわけではありませんので、それも仕方ないかなと思いますが、建設業者のほかに、酪農家の人とか、個人経営の人でも、そういう機械を持っているところもあるかと思うんですね。そういうのを調査しておいて、いざというときにはそこら辺の業者の方にもぜひ応援していただけるような、そんなふうな体制も必要ではないかなと思いますが、町長に質問させていただきます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回の大雪につきましては、その業者だけではなくて、多くの農家の皆さんがトラクターを出していただきまして対策をしていただいたわけでございます。これも本当に農家の皆さんが大型の機械を持っておりまして、バケット付きの機械を持ってやったり、もちろん区長さんも一緒に、そういう協力もしていただいたわけでございます。あと農家のそういった大型機械を持っている人と協定を結ぶということもどうか、とは思いますが、その辺等も視野に入れた中で、協定のあり方について検討していければなというふうに思っております。今回は非常にたくさんの酪農家の方もおりまして、そういった意味では、本当に上里町はボランティアでやっていただきました。本当にありがたく思っております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） それでは、最後になりますけれども、今回の大雪によりまして、倒壊した農業用のハウス等の撤去費用、新たに設置する費用は多額になると思います。農業施設の撤去、再建等の費用の3割は国が助成をしておりますが、町長の働きかけなどによって、これが5割ほどになるような話も聞いておりますけれども、たとえ5割になったとしても、残りの費用というのは、新たに借りるようになれば返済金が生じるわけでございます。返済のことを考えますと、若い人はいいいんですけれども、高齢者の方、そこまでお金をかけて農業経営を続けていけるかどうか、そこら辺のこともありまして、そういう方たちは今回のこの大雪の被害によって農業の経営といたしますか、今までやってきた農業を諦めて、やめてしまう人もいないかなと私は思っております。被害に遭われた方々に対して、上里町も独自の助成を考えていくべきではないかなというふうに考えておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 植原議員もおっしゃっておいりましたけれども、上田知事にお会いしたときも、その頃は、県では大体撤去費用と再建費用3割だというようなお話をさせていただきました。たまたま私が出かける前に、上里町の農業青年会議所の皆さんがおいでいただきました。悲惨な姿もあるわけでございまして、私も現地を相当見させていただきました。その再建に当たっては、何とか5割ぐらいしていただければ、二重ローンを抱えて若い人たちは再建できないでしょうという、農水省に行ってもそういうお話をさせていただきました。県知事にもそういうお話をさせていただきました。今回、おかげさまで5割に決定をしたようでございまして、本当にうれしく、ありがたく思っておりますのでございます。

そういう中で、先ほど植原議員がおっしゃられておいりました65歳以上の皆様方、そういった前後の皆様方が、撤去費が大変かかるわけでございますから、そういった方へも助成をしていただけるという方向が出ておりますのでございます。それで、その撤去をすることによって、それは、ハウスはまた作らなくてもいいと思いますけれども、路地野菜を作っても、そういう該当になるということでございますから、撤去は瓦れきを残さず全部できるのではないかなと、そんなふうにも思っておりますのでございます。

また、若い人たちも、5割は補助を受けても、やはり5割のローンが残ってしまうわけでございますから、二重ローンになってしまう方も非常に多いわけでございますから、できるだけの町も支援をしていきたいと、そんなふう考えております。

〔「以上で質問を終わります。ありがとうございました」の声あり〕

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 議席番号5番、納谷克俊です。

通告に従い一般質問を行います。

今回の私の質問は、上里ゴルフ場について、消防の広域化について、自然災害に対する対応についての3点であります。

以下、順に伺いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、上里ゴルフ場について伺います。

上里ゴルフ場の今後の運営形態について伺うわけではありますが、この件に関しましては、昨年の9月定例会において質問をし、町長から答弁をいただいております。町としての考え方は理解しておるわけではありますが、あえて確認のために質問をいたします。

町長は、9月定例会において、「10年間の管理許可後も引き続き株式会社さいたまりパークロントニアに運営していただく方向で今後協議をしていくことになる」と考えている」ということと、「ゴルフ人口の動向や経営収支の状況などから、指定管理者などについても十分調査研究していく」と答弁をされております。

これに対して、埼玉県議会では、平成25年12月定例会の一般質問で議員より、上里ゴルフ場の赤字体質の恒常化を指摘され、ゴルフ場を廃止して別の用途に転換することを検討すべきとの提案がなされ、例として、グラウンドゴルフ場へ転換することが提案をされました。

この質問に対して、公営企業管理者は、「上里ゴルフ場については、今後、ゴルフ場のあり方も含め、大幅な見直しを行うべきと考えます。地権者との賃借契約の期限も、平成31年3月までとなっており、その後もゴルフ場として運営するのか、あるいは他の用途に転換するのか判断しなければならない時期も近づいてきております」と答弁をされております。

町長の答弁と公営企業管理者の考えに大きな相違があると感じているところでありますが、この件に関して、関根町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、消防の広域化について伺います。

消防の広域化の現状と今後の見通しについて伺うわけではありますが、この件に関しましては、平成20年6月定例会に次いで2回目の質問となります。

平成18年に、消防組織法の一部改正が行われ、埼玉県でも、県消防広域化推進委員会から、県内7消防本部に再編する案が示され、平成20年3月に、埼玉県消防広域化推進計画が策定をされ、平成24年度末の再編を目指すこととされました。上里町は第5ブロックに該当し、その構成は県北と秩父地域の13市町となっております。再編の目標とされた平成24年度末から既に約2年が経過をしているところでありますが、消防の広域化の現状と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

最後に、自然災害に対する対応について伺います。

初めに、災害発生が予想されるとき警備体制及び発生時における初動体制を含めた対応に

ついて伺います。

3年前の東日本大震災や記録的な降水量をもたらした台風12号による風水害、本年2月14日から15日にかけての大雪など、ここ数年の間に大きな自然災害が続いております。町では災害対策基本法に基づき、上里町災害対策本部条例を制定し、必要な事項や目的を定めております。また、災害対策本部運営要項において、警戒体制や非常体制の種類及び基準を定めております。

そこで伺いますが、警戒体制の種類などを決める際の災害発生予想などについては、どのような情報等をもとに決定をされているのでしょうか。また、今回の大雪にはどのような体制を敷かれたのでしょうか。

続いて、住民への伝達方法について伺います。

情報伝達方法については、防災無線、防災メール、ホームページ、フェイスブック等複数の手段により多くの住民の方々へ、より正確に伝達することが大切であると思います。また、災害の種類や程度、発生時間帯によっても有効な手段は異なると思います。今回の大雪に伴う注意喚起については、深夜時間帯での発信が重要であり、防災メールやフェイスブックならば可能ではなかったかと思います。不要不急の外出の自粛や除雪の協力依頼、小・中学校の臨時休校のお知らせ等は、全てのチャンネルを用いてあまねく伝えることが大切であると考えます。

そこでお伺いいたしますが、今回の大雪についての情報伝達方法について、タイミング、回数、内容等について十分であったかとお考えでしょうか。

終わりに、被災された方々への支援策についてお伺いいたします。

こちらの項目につきましては、先ほど同僚議員からも同様の質問があり詳しく答弁をされておりましたが、一部といたしますか、大部分重複してしまうかもしれませんが、非常に大切なことであり、また、時節柄多くの方が興味といたしますか、詳しく知りたいと思っていらっしゃると思いますので、あえて質問をさせていただきます。

2月14、15日に発生した大雪により、家屋や附属建築物、ビニールハウスなどの農業施設の倒壊など、町内でも大きな被害が発生をいたしました。家屋などの被害に対しては、上里町火災風水害等見舞規程により見舞金が支給されるとの御案内がありました。被害の中でも、特に心配されるのが、生計の確保に直接影響するビニールハウス等の倒壊であります。上里町は埼玉県農業災害特別措置条例に基づく特別災害に指定されたことにより、農作物災害緊急対策事業、農業災害資金利子補給補助金などの補助事業が該当になると思います。

そこで、現在までに確定している被災農家に対する支援策の内容等についてお伺いをいたします。

以上で最初の質問を終わります。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1番の上里ゴルフ場について、の今後の運営形態についてをお答えさせていただきたいと思います。

昨年9月議会において、納谷議員から、上里ゴルフ場の将来の運営形態について御質問があり、10年間の管理許可後の平成31年度以降についても、引き続き実績のある株式会社リバーフロンティアに運営管理をお願いしたいと考えているとお答えをさせていただいたところでございます。

その後、12月の埼玉県議会で、ゴルフ場運営の見直しについての質問がされ、埼玉県公営企業管理者から厳しい経営環境を背景に、収益性が低く、民有地の借地といった課題を抱える上里ゴルフ場は、今後あり方を含めて見直しを行うべきと考えているといった答弁をされておるところでございます。

県企業局からは、さいたまリバーフロンティアの筆頭出資者として、厳しい経営環境にある上里と、妻沼ゴルフ場について、将来のあり方も含めて、これから検討していきたいと発言したもので、現時点では何も決まっていない状況でございます。上里ゴルフ場は町に譲渡したが、県企業局としては、できる支援はしていきたいと説明を受けております。上里ゴルフ場は県企業局から上里町が譲り受けたものでございますので、一義的には将来のあり方についての判断は上里町が行うものでございます。平成31年4月以降についても、都市公園のゴルフ場として、さいたまリバーフロンティアに運営・管理をお願いしたいという考えに変わりはありません。

しかしながら、ゴルフ人口の減少といった大きな流れがある中で、弾力的な料金設定等により、利用者数の回復傾向が見られるものの、上里ゴルフ場単体の収支は赤字が続いており、現在も同じ条件でゴルフ場の運営管理をお願いするのは難しいのではないかと考えております。

今後、上里スマートインターチェンジの開設により、アクセス性が向上する等のプラス要素もありますが、町ではゴルフ場が安定した経営ができるような民有地の借地について、地権者の協力を得て買収を進めながら、将来の運営・管理について、さいたまリバーフロンティアと協議をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、消防の広域化について、現状と今後の見通しについての御質問をいただいたわけでございます。

常備消防の広域化を実現するという目的で、平成18年6月に消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行されました。同年7月に市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されました。これを受け、県では埼玉県消防広域化推進委員会を設置し、埼玉県消防広域化推進計画を

策定いたしましたところでございます。この計画では、埼玉県を先ほど納谷議員もおっしゃってありましたけれども、7ブロックに分けて広域化を推進するというもので、児玉郡市広域消防本部は、熊谷市消防本部、深谷市消防本部、秩父消防本部及び行田市消防本部とともに5ブロックに属しておるところでございます。5ブロックでは、埼玉県対象13市町村及び5消防本部で、計4回の消防広域化ブロック連絡会議を開催してきたところでございます。その中で、消防救急無線のデジタル化の運用が急務であり、共同整備を行い、同時に、消防広域化の協議も進めていく方針となりました。

しかし、深谷市消防本部が共同整備から離脱し、臨時消防長会議で、「費用面等を考慮すると、単独整備をする。」ことで各消防本部が了承したため、消防救急無線のデジタル化の共同整備もなくなりました。その後、連絡会議が勉強会等も開催されることなく、広域化について進展をしていない状況でございます。

平成25年4月1日付で市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正が告示され、消防の広域化の推進期限が平成30年4月1日に延長されました。今回の大きな改正点は、広域化重点地域の指定にあります。推進計画に定める広域化対象市町村のうち、まずは広域化の必要性がより高い市町村や広域化の機運が高い地域の広域化を着実に推進するため、国・都道府県の支援を先行して集中的に行う地域を指定するものがございます。児玉郡市消防本部といたしましては、既に新消防庁舎の建設等も進んでおり、県が10月に実施した消防広域化重点地域の意向調査で、重点地域指定を希望しない旨の回答をしておるところでございます。

第5ブロック消防本部の広域化に向けた機運の高まりはなく、ブロック協議会の開催も未定であり、広域化の実現は厳しいものであると思われませんが、今後、町といたしましては、管理者・副管理者による児玉郡市の各首長と広域化に関しての意見を交換してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3番の自然災害に対する対応について、の災害発生が予想されときの警戒体制及び発生時における初動体制を含めた対応についての御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

災害時の活動体制につきましては、上里町地域防災計画で、災害の程度に応じて町の体制を整えて、平常業務との調整を図るところでございます。また、災害が発生した、あるいは発生するおそれがある場合で、気象庁の情報などを判断し災害対策本部を設置することになっております。

今回の大雪につきましては、雪が徐々に降り始めた2月14日から、町執行部と総務課、まち整備環境課で協議を行っております。気象庁の予報では、前の週ほどの積雪はないと報道をしていましたが、その後も雪は降りやまなかったため、15日早朝より職員が雪の中を徒歩で集ま

り、雪害対策本部を立ち上げたところでございます。地域防災計画の緊急初動体制計画に基づいて、立ち往生している車を救出し、救急車を役場のホイールローダーで先導するなど、人命を優先した対応を行ったところでございます。また、職員が役場に集合するにも数時間も有することから、分散防御体制とし、全職員自宅周辺の除雪を行うよう指示しておったところでございます。また、町内業者に重機の出動を依頼しましたが、作業員が集まらない状況で、重機もすぐには工事の作業現場から搬出できない状況であり、出動に時間を要しましたが、地域のために精いっぱいの御協力をいただいたところでございます。

消防団員へも協力の依頼をしておりますが、集合することが難しいため、全消防団員それぞれが所属する地域の除雪作業を専念するよう消防団長から指示を出したところでございます。各自必ずしも消防の作業服を着てはおりませんし、消防車も走らない、走れない状況でございましたので、その活動は認知されにくいと思われませんが、地域住民や自主組織とともに協力をしておるところでございます。

雪だけではなく、あらゆる災害において、発生時における初動体制は、その場、その時、その時点で判断が必要となるものでございます。今後の職員の体制、各種組織や業者への連携の見直し、災害協定なども視野に入れ、今回の経験を糧にしながら、より迅速で効果のある対応を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続いて、 の住民への情報伝達方法についての御質問に関しまして答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の大雪に関しましては、住民への情報伝達として、防災行政無線、防災メール、ホームページ、フェイスブックを利用しました。また、区長を通じて地域の方々に、それぞれの地域ので身近な道路をできる範囲で除雪作業に当たってほしい旨を電話で伝達をいたしたところでございます。

防災行政無線は15日に4回、16日には3回にわたり、交通障害のため外出を控えてほしいこと、道路の凍結や落雪に注意していただきたいこと、地域でも協力し合って除雪していただきたいことなどを放送しております。その後も学校の休校やごみ収集停止などを呼びかけておるところでございます。

防災メールは、登録手続きをしている住民の携帯電話やパソコンに配信するものです。また、スマートフォンやパソコンで見られるフェイスブック、ホームページも随時更新しており、防災行政無線では放送することのできない施設の開館情報なども盛り込んでおるわけでございます。しかしながら、これらは限られた方々が利用していることを考えますと、防災行政無線が最も効果があるのではないかと思います。住民の方々からは、地域でみんなが協力するよう呼びかけたことが良かったという意見もたくさんいただいております。これらの

地域の防災体制を考えていく中で、きめ細かな対応ができるよう、さまざまな方法を今後検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、被災された方々の支援策についての御質問に関して答弁をさせていただきます。

このたびの大雪で被災された方々には、改めて心からお見舞いを申し上げる次第でございます。町内全域でおよそ500棟の農業用ハウスの倒壊、農作物被害、約1,500もの建物やカーポート等の損壊などがございました。町民の皆さんの生活に大きな打撃があり、町といたしましても、できる限り支援を行っていきたいと考えておるところでございます。

先ほど植原議員の繰り返しになりますが、建物被害に関しましては、上里町の災害見舞金の制度で対応してまいります。住宅全壊が3万円以内、住宅半壊または物置全壊が2万円以内という内容でございます。通常的生活を営むに必要な部分が対象であるため、カーポートは対象となっておりません。住民自身が加入している保険請求の対象となる場合は、町の罹災証明書が必要だということであれば、総務課で発行しておりますので、御利用をいただきたいと思っておるところでございます。

農業災害につきましては、国や埼玉県知事を訪問し、一刻も早い救済対策の実施、財政支援制度の創設等、強く要望してきたところでございます。報道によれば、壊れたビニールハウスなどの撤去や再建に必要な費用の50%を上限に農林水産省が補助金を出すほか、日本政策金融公庫からの貸し付けを今後5年間無利子とするとの発表もございました。

さらに、埼玉県では、特別災害の指定を行いましたので、町の認定を受けた農業者の方には、農薬や肥料の購入費の一部を県と町で2分の1ずつ補助したりするというので、町でもすぐに対応できるよう準備を進めているところでございます。

そのほか農業再建に先立ち、何よりも、まず壊れたハウスなどを撤去することが必要であるということで、撤去費用についても、県と町が補助する準備を進めているところでございます。詳細はまだ明らかになっておらないわけでございます。

また、壊れたハウスの撤去にも、まずは廃ビニールの処分が必要であることから、当該処分に係る費用の個人負担はゼロにするよう、児玉郡市、埼玉ひびきの農業協同組合で決定をさせていただいておるところでございます。

申し上げるまでもなく、上里町は県内有数の農作物生産地であり、農業は町の重要な基幹産業でございます。今後、農家の方が農業再建に向けて前向きに取り組めるよう国や県の対策も踏まえながら、児玉郡市でもよく協議し、早急に対応をしてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 5 番納谷です。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の質問のゴルフ場の運営形態についてなんですけれども、町長の考え、町長の考えといいますが、町の方針としては、一貫してリバフロに運営をしていただくということで間違いはないと思っておるんですけれども、どうも25年12月定例会、埼玉県議会ですね、こちらの答弁を聞く限り、県としては、リバフロ、切り離したいんではないのかなとか、ゴルフ場自体をグラウンドゴルフ場に変えてしまうんでないかなというイメージが非常に強いと思います。議事録読むと、そのまま、そのとおりで、町の考えとは全く相反するものがあると思うんですね。

そこについて確認なんですけれども、町が譲渡を受けたわけで、町の施設になっているわけですから、本来、公営企業管理者が、このような答弁するんであるならば、もちろん関根町長との協議、お話、打ち合わせというものがあってしかりだと思うんですが、その辺はあったのでしょうか、なかったのでしょうか、お願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 企業管理者からは、特にそういった相談はございませんでした。ただ、その一般質問を受けた後に、1月になって町のほうへも県企業局の担当課が来庁した際にいろいろ説明を受けておるところでございますけれども、いずれにしましても、リバーフロンティアに経営は委託できれば、それ以上のことはないなというふうに思っておるところでございますけれども、今、今年は特に利用者の数も増えておりまして、昨年に比べますと、現在まで5,200人も増えておるということで、赤字の内容が非常に少なくなってきたと、そういうようなお話もいただいておりますけれども、2月は雪でクローズをされてしましまして、3月1日から開業しておるようございますけれども、今いっぱいだそうございまして、非常に今経営の内容とすれば、非常に利用率が高くなっているという部分では、経営内容も非常に変わってきていると、そういうふうに思っておるところでございます。できれば、引き続きリバーフロンティアに経営の委託をさせていただいて継続していければいいかと、そんなふうにも思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 5 番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 5 番納谷です。

本当に町長の考えよくわかるんですけれども、何度県議会の議事録を見返しても、県主導で

やっているというか、県営ゴルフ場という考えで県がいるとしか私には思えないんですね。町の施設なのに、県の公営企業管理者が、ゴルフ場として運営するのか、あるいは他の用途に転換するのか判断しなければならない時期に近づいていると、それは県の公営企業管理者が言うことではないでしょうということがまず私は思いまして、認識から言うと、あれですか、何ですか、うまく表現ができないんですが、県は何ですか、自分たちの、県の考えでゴルフ場を運営しているとしか思えないんですけれども、町からも監査役ということで副町長がリバフロンティアには行っていると思うんですけれども、その辺の何というんですか、上里町と県と株式会社さいたまリバフロンティアの三者の合意形成といいますか、意思決定といいますか、そういったものがどのようになっているのかというのが甚だ疑問なわけですね。

県がこういう考えであれば、または県にあれではないですか、戻してしまって、ゴルフ場を県にやってもらうというのが筋論として僕は一番いいと思うんですけれども、話がちょっと逸脱してしまうかもしれませんが、明らかにそのように見える答弁でありまして、その答弁をするに当たって、町長に話がないと、終わって1月に説明があったとは、これは嚴重に抗議をするべきだと私は思うんですけれども、その点について、町長はいかがお考えでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 町が経営しているわけでございますけれども、運営のほうはリバフロンティアに経営委託をしておるわけでございます。そういった意味で、企業局のほうがそういう方向でやっているのではないかなと、そういうお話もいただいたのではないかなというふうに思っておるところでございます。

グラウンドゴルフは、妻沼ゴルフ場で試験的に1回やってみるといようなお話をいただいたわけでございますけれども、グラウンドゴルフ場に変えても、毎日あそこでグラウンドゴルフ大会をやる、そういう状況ではございませんので、グラウンドゴルフ場に変えるなんということは毛頭ないのではないかなと、そんなふうに、そういうものにも利用したらどうですかと、そういった提案ではなかったかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、赤字の続くゴルフ場でございますので、何からの見直しをしていかなければ、これは経営が成り立たないわけでございますから、これは当然していかなくては行けないと、そのように考えておるわけでございますけれども、赤字経営でなければ、リバフロンティアだって経営はやっていただけるわけでございますけれども、リバフロンティアも、儲けが主力ではないわけですね。4つのゴルフ場がプラスのところもあるし、マイナスのところもあるから、それはその辺で何とか経営やっていければ、それはリバフロンティアだって、それはその儲けを主義にしているフロンティアではございませんので、そういう意味では、今

後も経営をしていただけるのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

これからまた県といろいろ調整を進めながら、また納谷議員からも御提案をいただきました指定管理者制度等についても、玉村町でやっているわけでございますから、その辺のところも少し勉強させていただいて検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です。

本当にこのゴルフ場の公営企業管理者の答弁というのは、埼玉新聞を見て非常に驚いた記事でありまして、12月に出てちょっと、それから3月まで、この間、ずっともやもやした思いが続いておったわけなんですけれども、町長のしっかりとした考えが聞けたので非常に心強いといえますか、何とかいい方向に持って行っていただければなと思います。

特に、平成26年度の新年度予算では、ゴルフ場用地の土地購入費も計上されておりますようですので、順次土地の取得ができれば、土地代がなくなってくれば経営は楽になってくるのかなと思いますので、そちらのほうもあわせてゴルフ場の運営について考えていただければなと思っております。

質問のほうは消防の広域化についてなんですけど、先ほど答弁を伺う限り、第5ブロックについては、全体として広域化の考えがないということによろしいでしょうか。当初、深谷がデジタル無線の共同化からも外れたから共同化がなくなったよと、現在、児玉広域の中では、共同化の重点の指定を受けるつもりは、考えはないということの中で、構成13市町、5消防本部の中で、全体として児玉広域、上里云々というのがありますけれども、町政運営全般から少し外れてしまうかもしれませんが、その5ブロックの中、全体で広域化する機運がほぼないという認識でよろしいでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） いろいろと検討させていただきました。先ほども答弁をさせていただきましたけれども、この7ブロックの中でも、5ブロックの中で5回ほど会議を持ちまして検討した、4回だったかな、検討してまいったところでございますけれども、深谷の離脱によりまして、この5ブロックは、納谷議員も既に御存じかと思っておりますけれども、非常に秩父郡が入っていたり、広範囲なんですよね。これを何かブロックの中でまとめていくというのは非常に大変なところがあるわけです。

そういった意味で、非常にブロックの中には機運の高まりがなくなってしまったということで、児玉郡市も新しい消防庁舎を建設しておるところでございますから、今後、先ほども申し

上げましたように、管理者・副管理者の中でも相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、それぞれの地域でやっていくような方向になっていくのではないかなと、そんなふうにも思っております。

これが、既に5ブロックが解散したとか、そういう決定しておるところではまだ至っていないわけですので、御理解をいただきたいというように思います。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 続いて、自然災害に対する対応についてお伺いしたいと思います。

今回は、雪の降り始めが金曜日、金曜日のうちに執行部、まち整備環境課、総務課の職員さんで協議をされたと、翌土曜日に、朝から総務課の職員さんがまず参集されたということであります。

この町の中でも、災害が起きた場合に、いろいろな警戒体制だとか、非常体制だとか、災害の度合によっていろいろ配備の仕方があると思うんですが、その配備が基本的には担当課であったり、役職であったりということになると思うんですが、今回、過日の全協でも伺った中でも、担当する課の管理職の方が、例えば全ての職員さんが町内に在住しているわけではないわけであり、遠くから通われている方もいると、たまたま、まち整備環境課の場合は、全員というわけではないですが、課長、課長補佐、係長が町外在住で来られなかったということもあるとすると、担当課であるだとか、役職であるだとかで、災害対策の配備体制を決めるところのある意味危険性といえますか、雪に限らず、地震とか台風でも同じことが言えると思うんですね。

必ずしも勤務時間内で、例えば大雪が降り始めたと、では、帰らないで残ってればいいという話になるかもしれませんが、朝起きたら大雪だったと、今回のような状況でありますと、もちろん想定していた人員が確保できないとかという話になってくると思うんですね。そうなったときに、警戒体制と初動体制といえますか、もう少し検討をしていく、今後必要があるのではないかなと私は強く感じました。その辺も含めて、今回の経験をもとに、町長はその辺をどのようにお考えか、御答弁いただければと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 確かに、遠くに住んでいる方、そういう方もあるわけでございますが、その辺のところは担当課を決めてしまうと、そういうおそれもあるのではないかなと、そういうふうにも思っておりますのでございます。

災害が発生したときの警戒体制第一配備と警戒体制第二配備、それと、非常体制第一配備、

第二配備ということで、その時々状況によりまして、そういった配備体制が決まっておるわけでございます。

今回の大雪によるこの災害に対しましては、各担当課と主査以上が集まったと、主査以上の職員に集まっていたということでございます。総数50人が集まったわけでございますけれども、それで、町外の方だとか、その主査以下の方につきましては、地域の皆さんが一生懸命雪かきをやっていますから、そういうものに手伝ってやってくださいという配信はしておるわけございまして、集まらなかったから役場の職員が全部一生懸命やらなかったと、そういうことではないわけでございますので、その辺のところも御理解をいただければありがたいなというふうに思っておるわけでございます。

これを教訓に、今後は職員の体制だとか、各種組織や業者との連携の見直し、災害協定等についても、再検討をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 5番納谷です。

町長おっしゃるとおり、いろいろ、地震を経験したり、風水害を経験したり、今回は雪害を経験したりと、今までは想定外だったことかもしれませんが、これからなかなか、では、想定範囲以内の対応でいいのとかということが議論されてくると思うんですね。やはり一つずつ経験したことを生かしていただいて、今後の町政運営につなげていただくよう、本当に考えていただければありがたいなと思っています。

同僚議員からもありましたとおり、例えば除雪のみならず、地震で建物が倒壊したとか、大きな地震が来れば、かなりの被害出ましたね。そのときもやはり土木業者であったり、建築業者であったり、農業機械を持っている方であったりと、いろいろな重機の所有状況、こういったものもある程度把握しておくべきだろうと思いますし、また、公用車ですね、公用車に関しましても、1台ないし2台ぐらいは、いわゆるRV車というようなものがあってもいいのかなという気もしました。

今回ほどやっぱり雪が降ってしまいますと、どんなに、普通の四駆の車でも下がついで動けなくなってしまうんですが、結構四駆の大きな目なRV車と言われているやつは、そこそこ動いていたりしましたね。これ全く、例えばショベルローダーとかだったら災害であるとか、道路の砂利敷きとか、用途は限定されてしまうかもしれませんが、普通のRV車であれば通常の業務に使えるわけですから、そういったことも、今1台、2台、3台ぐらい買い替えていくときに切り替えていくのもどうなのかなと思いますけれども、その辺について、ちょっと町長の見解をお聞かせ願えればと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、町では、ホイールローダーが1台あるわけでございます。そういった意味では、今後併用して使える車につきましては、今後買い替えの時期に検討していきたいと、そのように思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 続いて、住民への情報伝達方法についてお伺いいたします。

今回、あらゆる手段を使って、本当に町民に比較的といいますか、かなり伝わっていたのかなと思います。そういった意味では非常に良かったのかなと思っておるんですが、今回の私の質問は、今回の雪害だけではなくいろいろな、あらゆる災害でということを考えて言っていました。たまたま雪に関しましては、防災行政無線、非常に役立ったんですけども、これが万が一、例えば大島であったような台風の大雨だとか風だとかだったら防災無線が聞こえないのかなという気もしますし、電話も回線が途絶えてしまうかもしれない。そんなことを考えていく中で、行政側から発信するだけではなく、行政側もあらゆるチャンネルを使って、住民から町内の被災状況を収集する手段というののもあってもいいのかなと思うんですね。

以前、私は行政情報の発信ということでSNSを利用したらどうかということに素早く対応していただきまして、フェイスブックが開設をされました。フェイスブックでもいろいろな、町のフェイスブックにも除雪をしてもらいたいとかというコメントがあったのかなと思うんですが、フェイスブックのみならず、僕はどちらかというと、ツイッターのほうがいいのかなと思ったんですね。東日本大震災のときに、非常にツイッターが、あらゆるところでツイッターの情報が役に立った、もちろんSNSだと不確実な情報も混ざってしまうわけですけども、そういった部分で、今回特に国土交通省の地方の出先機関なんかが発信する道路状況等というのが非常にツイッターでリアルにわかって、それを本省がこれにツイートすることによって広く伝わって、拡散して、この道通ってしまうと車大渋滞になってしまうねとか、通れないねとか、ということで活躍したと聞いております。

また、和光市ではハッシュタグということで、ツイッターでハッシュタグを用いて、そのシャープの後につけたとき、例えば、和光市だったら 和光市災害という文字を入れると、その全体の情報が共有できる。市民の皆様からも、例えばここは、ここの道路のここは凍っていて危ないとか、こっちは雪が積もり過ぎていて通れませんよとか、こっちも除雪しなければ、除雪に来てもらいたいとか、そういった情報をこちら側から発信するだけではなく、それを集めることもできて、それをさらにまた拡散することができるということを見ると、フェイ

スブックだとかホームページというのは、限られた人というお話がありましたが、今やかなりの部分でスマートフォンを所有している、所持している時代でありますから、もっともっとSNSの発信が多くなって、それが有効だと認識すれば、かなりの方が広い年代で情報を共有することができると思うんですね。

和光市の私はすごく今回の対応というのがいいなというように感じました。是非その辺も含めて、SNS、もう一度、そのフェイスブックのみならず、ツイッター等も利用して、お金かかりませんので、特にハッシュタグというのは素晴らしいなと思ったので、その辺ちょっと若めの言葉の使い方、町長にどうですかと聞くのもちょっと難しいかなと思うんですけども、そんなこともありますので、是非若手の職員さん、ITに強い方いっぱいいるようなので、その辺を聞いてみて、是非町でも取り入れるようにしていただきたいんですけども、町長の御見解を伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど申し上げましたとおり、上里町でもフェイスブックで実施しており、住民からのコメントもたくさんいただいたところでございます。これはいろいろと更新に対応して考えておるところでございます。また、ツイッターにつきましても、大変即時性があり、有効な手段であろうかと、このように考えておるわけでございますので、今後、検討をしていきたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 納谷です。

行政が出した情報を広く伝えるだけでは、そもそも情報源に限界があるんじゃないのかなということで、ハッシュタグは非常にこの情報を仕入れる、それをまた広める部分ということで有用なのかなと思いますので、是非とも御検討のほうをお願いいたします。

最後の項目になるんですけども、被災された方々の支援策ということで少しお伺いをしたいと思います。

過日の全員協議会の中で、廃ビニールの処理に関して御説明いただいたかと思えます。廃ビニールを日本グリーン工業さん、サニタリーセンターさんに持ち込むと、キロ30円で一時払いをして、後にそれをJAさんと町のほうで全額返金するというような形で、さらに、その期限が4月いっぱいというようなお話があったような、私のメモはそのように書いてあって、非常にメモ書きなので定かではないんですけども、もし4月30日までという形になると、あと2カ月ということですね、

このハウスの解体に関していろいろ資料を見ても、自力で解体撤去した場合の費用、人件費は補助対象外ということになっておるんですが、その補助対象外ということをお考えたときに、では、ビニールを剥いで撤去すると、ビニールだけ先に剥いで持ち込んで、それでお金が戻ってくればいいんですが、どこの部分までが自力で解体撤去ということになってくるのかなというのは少し微妙かなと思うんですね。万が一それをしたことによって、それが補助対象外ということになりはしないのかということと、たくさんハウスを所有しているとするならば、果たしてそこまでに持ち込みが間に合うのか、4月30日過ぎてしまったらどうするのか、もう少し期限は長いほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その期限につきまして、今後検討する余地があるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 当然、廃ビニールは広範囲にわたっておりまして、大型ハウスなどは、そんなに早く簡単にはできないわけでございますので、私は、深谷市がそういう期限を設けてやっていたというふうに思っていたんですけども、ここは期限を切つてというような認識はなかったんですけども、いずれにしましても、4月いっぱい、それが片づくわけはございませんので、延長を検討しているということで、今後、いつまでという期限は、延長させていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 細かい詰めがこれからだということで、ここまでお聞きするのはどうかと思うんですが、やはり皆さん、関心が高いところだと思いますので、少し突っ込んだ話もお伺いしたいと思います。

昨日、農水省が追加支援策の発表をされました。もともとは、再建に向けての解体しか費用が出ないというところに対しても、解体費用を見ていただけるようなお話もありますし、また、解体撤去費用、10分の3だったものを10分の5に引き上げるということもあるようでございます。

ここで、被災農家が営農を再開するに当たって、被災施設を撤去する、ハウスを再建すると、次期作の作付と流れになっていくと思うんですけども、まず、その解体で、国庫のほうで10分の3が10分の5、2分の1ということですね、2分の1費用が出ますと。それと県費、例えばパイプハウスが平米300円ですか、鉄骨ハウスが880円、ガラスハウスが1,200円というような概算が出ておるようなんですけれども、これは国庫で2分の1補助をいただいた上に、なおかつ残り、パイプハウスならパイプハウスで平米300円補助をしていただけるのか。単価にもより

ますけれども、計算上は全額補助になるということも考えられるという認識でいいのでしょうか。

幾らその国庫のほうが2分の1に引き上げていただいても、では、その分、県費のほうを減らすよという話になってくると、お金の出所が変わっても、農家の方々たちは、その補助をいただけるほうは関係ないわけですね。関係ないという言い方はおかしいですけれども、どこから補助が出るとかの問題ではなく、どれだけやはり補助していただけるのかというのが、この再開に向けての一番大きな関心であると思いますので、その辺について、まだ、昨日出たばかりのお話の中で、どこまで煮詰まっているかわかりませんが、わかる範囲で教えていただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先日、小里政務官が本庄へ参ったときも、その話も出ておりました。例えば、国で2分の1の補助をいただきますよと、そうすると、後の残りは県と町で支援をしようと、そういうことでございます。

ただ、町が余分に支援をしたときに、その国庫補助金が削られるかということも話には出ておりましたけれども、そういうことは全くないそうでございますから、単独事業で補助をした分を国庫補助で削るということはないようでございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 今後の詳細を詰めていく中で、より有利といえますか、農家の方々、農業者の方々が再開に向けて、より有利な条件になるように、引き続き町長におかれましては、県または国に要望を続けていっていただきたいと思います。

それでなんですけれども、例えば今回、幸いにも倒壊まで至らなかったといえますか、現存しているハウスがあります。そのハウスでも、あれだけの雪がやはり積もると、溶接部分やボルト部分などに少なからず応力がかかって、変形やひずみが生じているかもしれない、もろくなっているかもしれない。そして、今回の雪で倒れなかったけれども、万が一台風のような強風が来たときに倒壊してしまったということも今後十分考えられることだと思うんですが、倒壊していないハウスについての点検等、こういったことに対しての補助メニューというようなものはできないものなののでしょうか。また、全く今のところないという認識でよろしいのでしょうか、お願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員がおっしゃってありましたように、確かに傾いたけれども倒壊はしていないと、そういう部分もございませぬ。連棟ハウスの中で、一部だけ倒壊した部分、そういうものもあるわけございませぬけれども、その辺につきましては、一部でも損壊していれば補助対象に、その部分だけなるのかなと、そんなふうにも思いますけれども、その証拠写真を残しておけば対象になるかどうかということも、まだ詳細な、何と申すか、上がっておりませぬので、その辺も今後の検討課題だというふうにも思っておるわけございませぬけれども、是非その証拠写真だけ残しておいていただければ、後でそういう部分も補助できますよということであれば、そういうものも一緒をお願いをしたいというふうにも思っておるところございませぬ。ですから、その点検作業というものも必要になってくるかなと、そんなふうにも思っておるわけございませぬ。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 是非とも倒壊を免れたハウスについても、今後、そのような鉄骨自体に応力が残っているかわかりませぬので、そういったものも検討いただければありがたいなと思ひます。

また、ちょっと、これもまた決まっていな、余り詳細が詰まっていなところで申し訳ないんですが、過日の全員協議会の中でも、ハウス自体に共済を掛けていますとか、民間の損保会社で保険を掛けているというような案件もあるということをお伺ひしております。

これで、同僚議員からも、そのときお話があったと思ひますが、共済がおりましたと、損保のお金もおりましたと、そうなると、その部分、その保険等で充当される部分というのが、補助から差し引かれてしまうのか、もし引かれてしまうとするのであれば、国庫2分の1、県費・町費が入っていく中で、もし、ほぼ全額に近い条件が出るとすると、では、保険に入っている分引かれてしまうという、では、何のために自衛措置をとっていたのかと、これ後々いろいろ問題が生じてきてしまうのかなと思ひますね。そういったことについて、保険対応になった部分の、共済対応になった部分が差し引きになるのかどうかということも、どうもまだ決まっていなようではあるようではありますけれども、わかる範囲で教えていただければと思ひます。よろしくお伺ひします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどお話をいただいたとおりでございまして、保険に入っている、その部分引かれてしまつては、保険に入っていた意味がないではないかということであるわけございませぬので、私の見解では、そういう部分はそういう部分ということで、面積当たりの

補助対象でございますので、大丈夫なんではないかなというふうに思っておりますけれども、まだ詳細にわたっては、今検討している最中でございますので、はっきりしたことは申し上げられないという部分がございます。

議長（高橋正行君） 5番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2時30分休憩

午後2時45分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 会場の皆さん、こんにちは。

議長からの通告順に従い、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問の大きな項目は5項目でございます。

(1)として、上里町下水道終末処理場予定跡地の有効利用について、(2)として、水道事業の民営について、(3)コンパクトシティづくりを促す支援策について、(4)住民票閲覧制限について、(5)子育て世帯の転入を促す施策についてであります。

それでは、(1)から順に御質問させていただきます。

(1)上里町下水道終末処理場予定跡地の有効利用について、上里町下水道終末処理場予定跡地の有効利用方法として、休耕地を利用したメガソーラー（大規模太陽光発電所）化構想について。

埼玉県北部の美里町で休耕地を活用した太陽光発電が始まります。小型の発電設備を広域に置き、地域全体でメガソーラー（大規模太陽光発電所）化するという構想です。パネル下部の農地では農産物も栽培します。年明けにも約100区画で売電を始め、将来的には600区画体制で運用する構想とのことでもあります。事業を進めているのは、一般社団法人、メガソーラー機構（東京・港区・清水武司理事長）であります。

太陽光パネルは、約500平方メートルを1区画として設置、高さ二、三メートルの鉄パイプを組み、発電容量12キロワットの発電装置4基を各区画ごとに置くとのこと。1区画ごとの発電容量が小さいため、家庭用と同様に、低圧電線で売電できる利点も有ると言います。電力は東京電力に売電する予定、十数億円の事業資金は大手金融機関からの借り入れで調達するよう

です。

農林水産省は今年3月、作物を栽培する農地の上部空間に太陽光発電設備を設置できるよう規制を緩和する通知を出しました。この通知に沿うには営農を続ける必要があります。一般社団法人、メガソーラー機構は、神事で用いるサカキを栽培する県西部の事業者と連携し、太陽光パネルの下部でサカキを始めます。サカキは日陰を好む性質であり、太陽光パネルのもとでも栽培しやすいと見ております。休耕地を提供する地元住民で農業法人を立ち上げ、サカキ栽培を担う計画であるようであります。

美里町はブルーベリー産地として知名度は高く、太陽光パネルを設置した休耕地では、ジャム加工用のブルーベリー栽培も実証実験し、事業化の目途が立つかを検証するとのことであり、一般社団法人、メガソーラー機構は、現在、町の農業委員会や東京電力などと実務協議を進めているとのことであり、

上里町でも八町河原地区に行く途中に、下水道終末処理場予定跡地4町歩があり、美里町のように、この遊休農地に対して休耕地を活用した太陽光発電事業と、また、パネル下部の農地で農産物が栽培できる一石二鳥の効率のよい事業運営を実施していただきたいと思いますが、関根町長の見解をお伺いします。

また、遊休農地の活用は、休耕地を農業用地として生かせ、町は売電収入が見込めるし、農家にも発電事業者にもメリットのある事業ですので、なるべく早く検討していただき、事業化を推進し、町の歳入の増収につなげたいと思いますが、関根町長のお考えをお伺いします。

(2)水道事業の民営委託について、 上里町水道事業の丸ごと民営委託について。

上里町では今年4月1日の新年度から現在の水道課と下水道課が合併し、新たに上下水道課として発足しますが、これは町の行財政改革と行政運営の効率化や人件費削減などに大変貢献できると考えております。しかし、全国的には、自治体が財政難に苦しむ中、水道事業は設備の老朽化や技術者の高齢化への対応が迫られています。運営コストを抑えるため、業務を民間企業に委託するケースが増えているようであります。

厚生労働省によりますと、自治体などが水道施設の運営を外部委託している件数は、12年度時点で1,000件を超えています。5年間で10倍以上に増えました。国内の上下水道関連市場は5兆円規模と言われ、企業の商機が広がっているようです。JFEエンジニアリングは、飲み水などを供給する上下水道インフラの建設運営事業に参入しています。料金徴収や住民への窓口対応までを含めて、自治体から一括受託します。自治体側からは、現場技術者の人件費削減などで水道事業のコストを1割程度減らせるとのこと。水質や検針などさまざまな問い合わせにワンストップで迅速に対応でき、住民サービスの向上にもつながりそうであります。

一般的な自治体の水道業務全般の対応については、 水源の管理、 浄水場の運転、 水道

管の管理、料金徴収などの窓口業務、メーターの検針、各家庭に給水等の業務が実施されています。

2014年4月から5年間、箱根地区に給水する神奈川県営水道の運営を手がけます。水処理施設の運転などを手がける西原環境（東京・港区）や、料金徴収を請け負うジェネッツ（同）などと組み、事業委託のための特別目的会社（SPC）を設立しました。受注額は約39億円、JFEエンジニアリングの出資比率は50.1%、従来の水道事業の民間委託では、浄水場の運転、水道メーターの検針や料金徴収など、作業ごとに異なる企業は一般的でありました。JFEエンジニアリングなどは、互いの強みを持ち寄り、自治体が担っていた水道利用者の相談窓口業務や水質管理、設備補修などの工事発注もまとめて手がけます。神奈川県は、水道運営コストを予算比で15%程度低減できる見込みとしています。事業受託のための特別目的会社（SPC）が水道関連業務を網羅することで、住民は水道料金、水道管の水漏れ、水質の確認などに関する問い合わせを1カ所で済ますことができ、また、自治体も水道事業の計画立案や委託した事業の監督に専念すれば、浮いた人員を他業務に振り向けられるなど、行財政改革や効率的な行政運営ができますので、上里町でも水道事業の運営に神奈川県方式を採用すべきと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(3)コンパクトシティづくりを促す支援策について、高齢化と過疎化が進む地域での都市機能を集中させるコンパクトシティづくりを促す支援策について。

超高齢化社会の近未来を考える際には、2025年問題というキーワードはよく用いられます。戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代（1947年から49年生まれ）が全員75歳を超え、医療や介護の需要が一気に増加するからであります。

東京五輪・パラリンピックが開かれる2020年は、団塊世代が皆70代に入ったところです。まだ元気な高齢者として頑張っている人も多いと思われます。そのときまでに、どれだけ医療や介護・福祉の体制を整えられるか、20年を目標年として施策を講じなければ、25年問題は乗り切れません。今後、急激に高齢者が増えるのは、既に高齢化が進んでいる地方よりも、首都圏などの大都市と、その近隣の市町村であります。

国土交通省の首都圏白書によりますと、東京、神奈川、埼玉、千葉の4都県の高齢化率（65歳以上の割合）は、20年には26%とほぼ4人に1人の比率ですが、その後も上昇し続け、40年には3人に1人（35%）になります。大阪府と愛知県を合わせると、全国の高齢者の4割以上が6都府県に集中することも予測されています。厚生労働省も介護施設が不足し、行き場を失った高齢者が病院からも溢れると危惧しています。東京都杉並区では、特別養護老人ホームを静岡県の南伊豆町に建設する計画です。「茨城県や栃木県の有料老人ホームを利用する人も増えていて、区内だけでは増加する高齢者の入居需要を満たすことはできない」と担当者は言っ

ております。団塊世代が75歳を超える25年には、全国で今100万人多い介護職員が必要になるとも試算されています。高齢化と過疎化が進む地域では、都市機能を集中させるコンパクトシティが今後の町づくりの鍵と考えられています。

政府は町の中心部に人や都市機能を集めるコンパクトシティづくりを促す支援策を固めました。中心部への移転を決めた企業や土地を提供する地権者の税負担を軽くし、市町村が持つ土地を有効に活用する仕組みも整えるとのこと、人口が減っても地方都市で暮らしやすくなることを狙います。2014年に実施するというこのようでもあります。

政府は人口減がさらに進めば、小規模な都市で医療や教育、買い物などの機能が保てなくなると懸念しています。建設や投資の余力があるうちに、高度成長期に郊外へ散らばった都市機能を中心部に戻すべきと判断しました。一連の支援策は再開発やリフォームの需要を刺激しようであります。

政府が1月招集の通常国会に、都市再生特別措置法の改正案を出し、市町村が町の中心部を指定する仕組みを整えました。中心部は都市機能誘導区域と呼び、鉄道駅やバスターミナルを中心に、半径数百メートル程度の範囲で設定する方針のようでもあります。国の支援策については、商業や医療、福祉などの機能を提供する企業に中心街への回帰を促す内容であります。政府は税優遇と自治体が持つ土地の活用を柱に据えるとのこと、上里町では、国が2014年度から実施を予定している町の中心部に人や都市機能を集めるコンパクトシティづくりを促す支援策に対する対応と対策について、まず、町の中心部をどこに指定し、仕組みを整備する考えなのか、関根町長にお伺いいたします。

国では、中心部は都市機能誘導区域と呼ばせ、鉄道駅やバスターミナルを中心に、半径数百メートル程度の範囲で設定する方針のことからいくと、上里町は、神保原駅を中心に、半径数百メートルということは、神保原駅北のトライアルを中心とした商業地域や駅南の住宅区域が含まれると思いますが、関根町長は、特に駅北のシャッター通りと空き家・空き地が多い神保原駅通りの旧商店街通りをどのように再開発しようと考えているのか、その見解をお伺いします。

(4)住民票閲覧制限について、住民票を第三者が閲覧や交付を受けた場合、制度悪用等があり、再発防止策の必要性について。

栃木県足利市で、昨年12月に、元妻から子どもを連れ去ったとして夫が逮捕された事件で、元夫は借用書を役所に提示すれば閲覧が制限された住民票でも入手できる制度を悪用していました。第三者が閲覧や交付を受けた場合、本人に連絡する自治体もありますが、まだ、わずかです。専門家は再発防止策の必要性を指摘しています。住民基本台帳は債権者の保護を規定し、総務省も借用書を示せば住民票の交付は可能との見解であります。

足利市の事件では、元妻は配偶者による暴力（DV）から逃れるため、千葉県柏市から足利市に転居し、両市に住民基本台帳の閲覧制限をしていました。しかし、元夫らは、偽造した金銭借用書を柏市に提示して、転居先の書かれた住民票（除票）を入手したようであります。元夫らは、未成年者誘拐容疑などで逮捕され、「借用書で入手できると知っていた」と供述、役所の担当者には借用書の真偽のほどは、わからなかったらしいです。自治体の中には、第三者が閲覧などをした場合、事前登録のあった本人に電話や文書で通知するところもあります。

大阪府大阪狭山市では、2009年に全国で初めて通知制度を導入し、これまでに29件通知したとのこと。今回の誘拐事件について、同市の担当者は、「市が本人に通知していれば防げたかもしれない」と指摘しております。名古屋市や埼玉県桶川市なども同様の制度を導入しております。

ただ、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会によりますと、こうした自治体は抽出調査で全市町村の15%ほどと推計されているとされます。弁護士が債権者の代理者で申請した場合、通知されると債務者が逃げるケースがあるため、日本弁護士連合会などが業務に支障が出ると通知に反対とのこと。総務省も通知の法制化は難しいとしています。

住民基本台帳に詳しい山口大学の立山紘毅教授（情報法）は、「本人に通知する仕組みは有効、法律で義務化できないなら、簡単な書類では個人情報をとることができないようにすべきだ」と指摘しています。住民基本台帳の個人情報は、用途によっては人権問題に発展することでもあり、足利市の子どもの連れ去り事件は制度悪用の最たるもので、近くでは桶川市でも、本人連絡通知制度を導入しており、再発防止の必要性の観点から、上里町でも通知制度の導入を実施していただきたいと私は思いますが、関根町長の見解をお伺いします。

(5)子育て世帯の転入を促す施策について、上里町内に住民を呼び込むための町定住促進基本計画を策定して、町の人口減少に歯止めをかける施策について。

行田市は市内に住民を呼び込むための市定住促進基本計画をまとめました。子育て世帯の転入を促す施策を掲げ、現状の8万5,000人規模の人口の維持を目指すようであります。人口減少対策の基本計画は県内初と言います。計画期間は、2013年から17年度、人口減少に歯止めをかける施策については、定住促進と交流促進の2本の柱を設定、市内で住宅を取得した子育ての世帯への奨励金制度など、計61を重点事業に位置づけたとのことのようであります。

このうち新たに取り組む事業は22で、定住促進の総合窓口の設置や秩父鉄道持田駅から熊谷駅間の新駅設置検討、市民農園補助制度などを盛り込みました。行田市によりますと、市の人口はピーク時の2006年には8万8,700人、その後、年間600人ペースで人口減少が続いているとのこと。ただ、「人口増に一気に転じるのは難しい」（市総合政策部）のことから、まず、人口維持を目標としたようであります。

上里町でも数年前まで、一時人口増加で総人口が3万2,000人強までいきましたが、ここ五、六年は3万1,500人から600人前後を毎年繰り返して人口が減少傾向にあり、何らかの人口増加への手立てが必要であり、行田市のように、町定住促進基本計画を策定して、町の人口減少傾向に歯止めをかける施策を講じていただきたいと私はと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

第1回目の質問を終了させていただきます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 1番の上里町下水道終末処理場予定跡地の有効活用について、の上里町下水道終末処理場予定跡地の有効利用方法と休耕地を利用したメガソーラー（大型規模太陽光発電所）化構想についての御質問をいただいたわけでございます。

これは農地を活用した営農型太陽光発電の設置についての御質問でございますが、新井議員のおっしゃるとおり、平成25年3月31日の農林水産省農村振興局長の名前で、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設置等についての農地転用許可制度上の取り扱いについてという通知が出ておるところでございます。

この通知の中で、農地に支柱を立てて太陽光発電を行うに当たってのいろいろな条件がございまして、例えば、支柱は簡易な構造で容易に撤去できるようなものであるとか、当該農地における反収が同じ都市の地域の平均的な反収と比較して、概ね8割以上必要であるなどの記載がされておるところでございます。

このような条件の中、これまではどの程度の資料が必要になるか全くわからない状況でございましたが、今回、1つ具体的な事例が出てきて、具体的な基準や添付資料も出てまいりましたので参考にさせていただき、農地の全てではなくても一部だけでもうまく活用できないか、公有財産のあり方につきましても、照らし合わせながら検討をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の水道事業の民間委託について、の上里町水道事業の丸ごと民間委託についての水道事業の運営の神奈川県方式を採用したらどうかについてでございますが、神奈川県企業庁では、民間企業が国内、海外の水ビジネスに参加できるような支援する神奈川方式による水ビジネスの確立を目指しており、その取り組みの1つとして、箱根地区水道事業包括委託を実施したと聞いております。この委託は、箱根地区における県営水道事業を民間企業に包括的に委託するもので、委託された民間企業が水道事業全般を実施することによって、水道運営のノウハウを習得し、事業展開できるように支援を図っていくとこのようでございます。

水道事業包括委託とは、これまで個別に委託していた業務に加えて、職員が行ってきた水道事業の運営も含めて、業務全体を民間企業に委託するものでございます。水道事業経営は、大口需要者の製造過程での水利用の変化や住民の節水意識の高揚及び節水型機器の普及により水使用量は減少し、給水収益は伸び悩んでおるところでございます。このためコスト縮減や効率的な施設更新及び維持管理を図る必要性が求められておるところでございます。

また、職員の専門技術取得に相当の期間と育成経費がかかることや、個別発注による委託業者等との業務の責任範囲の不明確さ、老朽化した設備に対応する修繕・更新等の費用負担などの課題を抱えておるところでございます。

上里町水道事業では、水道メーターの検針、浄水場遠方監視業務などの民間企業等に委託しておりますが、本年4月1日から下水道課と統合を踏まえて、浄水場の運転監視維持管理などの浄水場施設管理業務、水道メーターの検針業務をシルバー人材センターから民間に変更するなどの個別業務の改善措置を講じているところでございます。

今後におきましても、民間の技術力、経営ノウハウを活用することにより、抜本的な管理体制の強化とコスト縮減、より安全で安心・安定した水供給体制が図られることができよう努めてまいりたいと思います。また、御提言のありました水道事業の包括委託につきましては、他の自治体における委託内容等も参考にしながら研究をしてみたいと、このように思っておるところでございます。

次に、3番のコンパクトシティづくりを促す支援策について、の高齢化と過疎化が進む地域での都市機能を集中させるコンパクトシティづくりを促す支援策についてお答えをさせていただきます。

旧来からある市街地は、車社会への対応が十分でないケースがあり、都市的土地利用が郊外への拡大する傾向があり、こうした郊外化は、道路、上下水道など公共投資の効率面では低く、財政負担が生じる場合がございます。また、地域によっては、高齢化と過疎化が進み、都市機能を集中させるコンパクトシティが都市計画手法の1つとして注目されておるところでございます。

御質問にあるとおり、コンパクトシティの推進に向けて、都市再生特別措置法が改正されたところでございます。このコンパクトシティを推進するに当たっては、地域ごとの背景を考慮することが大切であると言われておりまして、公共交通網、中心市街地の文化活動、コミュニティ、観光資源などが充実していることが求められるところでございます。

さて、上里町について考えた場合ですが、町の広さが東西約6キロメートル、南北約5.5キロで、比較的まとまったサイズであると言えます。面積29.21キロ平米の土地利用構想につきましては、総合振興計画で5つの利用形態に区分し誘導することとしており、それは中心市街

地ゾーン、工業系土地利用ゾーン、田園・住宅ゾーン、水辺環境ゾーン、農業・観光交流ゾーンとなっております。その中で、中心市街地ゾーンは神保原駅周辺の市街地であり、本庄地方拠点都市地域基本計画の重点整備地域に指定されておるところでございます。既に、駅南につきましては、平成25年1月に換地処分となり基盤形成がなされたところでございますが、駅北も含め、住居、商業、業務機能の集積を図る地域として位置付けられているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後は神保原駅通りの活性化について、コンパクトシティの手法も参考にしまして、上里町の地域性を勘案しながら研究をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、4番の住民票閲覧制度について、の住民票を第三者が閲覧や交付を受けた場合、制度悪用事件等があり、再発防止策の必要性についてでございますが、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付に関し、支援措置を行っております。

住民基本台帳の一部の閲覧に関しましては、ドメスティック・バイオレンス等の支援申し出の際に加害者が判明しており、加害者から申し出がなされた場合には、その申し出を拒否するとともに、加害者が第三者になりすまし閲覧することがないように十分留意し、運転免許証や旅券等、顔写真付きの公的な身分証明書による本人の確認を行う取り扱いとなっておりますところでございます。

住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付に関しましては、住民基本台帳の一部の閲覧の場合と同様に加害者が判明しており、加害者から申し出がなされた場合には、その申し出を拒否する取り扱いとなっております。また、ドメスティック・バイオレンス等の被害者本人からの請求がなされた場合には、加害者が被害者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐために、原則代理人もしくは使者、または郵便等による請求を認めない取り扱いをしておるところでございます。

また、上里町では、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、平成22年6月1日より本人通知制度を運用しているところでございます。この制度は、本人の代理人やそれ以外の第三者に対し、本人通知制度の事前登録者に係る住民票の写し等を交付した場合は、当該事前登録者にその旨を通知するものでございます。上里町では、現在、34名が事前登録されており、これまでに第三者からの交付請求が3件あり、事前登録者にその旨通知しておるところでございます。

近年、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の支援対象者に係る情報漏洩が深

刻な事件に発展している状況の中で、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の閲覧、住民票及び戸籍の附票の交付につきましては、一層の留意をして事件の未然防止に努めてまいります。また、本人通知制度について、さらに周知を行い、住民票等の不正請求及び不正取得による人権侵害の防止に向け努力してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、5番、子育て世帯の転入を促す施策について、上里町内に住民を呼び込むための町定住促進基本計画を策定して、町の人口減少に歯止めをかける施策についてお答えをさせていただきます。

上里町においても、人口減少、少子・高齢化社会の到来は最新の国勢調査の結果に基づく推計から、人口は16年後の平成42年には3万人を下回る2万8,254人と減少し、高齢化率は30.6%と大きく増加するものと予測がされているところでございます。

さて、定住自立圏を持たない行田市では、条例や基本計画を策定し、これらの対応をしているところでございます。上里町は、平成22年に児玉郡市の1市3町が定住自立圏構想推進要項に基づき、本庄市が中心となり、27年度まで「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、圏域で相互に役割を分担しながら連携し、具体的な取り組みを実施しております。政策分野を医療、福祉、産業振興、地域公共交通、道路等の交通インフラの整備、地域の生産者や消費者の連携による地産地消、人材の育成等に分けて、それぞれのグループが協議を行っております。

御質問の子育て世帯の転入を促す施策でございますが、これまで上里町では、自立圏構想を踏まえ、各小学校地域に児童館を建設し、児童館運営と放課後児童クラブの充実、子育て支援拠点事業のファミリーサポートセンターの実施、各種相談事業、子ども医療無料化の中学生までの拡大、各種乳幼児健診の充実等々を行ってきたところでございます。本年度は、子ども・子育て支援に関するアンケートも実施し、現在集計しているところでございます。今後は、子育て世帯の声、ニーズを的確に把握し、上里町の地域性を考慮した施策を展開し、子育て世帯を呼び込み、誰もが住み続けたいと思える町づくりを行っていききたいと、このように考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 関根町長には大変詳細な、詳しい御説明をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、(1)の上里町下水道終末処理場予定跡地の有効利用について、の上里町下水道終末処理場予定跡地の有効利用として、休耕地を利用したメガソーラー化についてのことについてお伺いします。

先ほど町長から、農水省から今までは具体的な農地転用等々の、ほかの農地を転用する場合の詳細な例がなかった中で、1つの方向性が出てきたから今後検討してまいりたいと、そういう答弁今いただきました。

その中で、例えば上里町の下水道終末処理場予定跡地が4町歩ある中で、1町歩は1人の業者さんに農地としてお貸ししておると思います。だから、そこはそれでいいと。あと残りの3町歩、去年までは八町河原の民間のある方は何か花をいろいろ植えたりして活用したが、それが戻されて、今休耕農地みたいになっている場所は、4分の3ぐらい私が通ってみる限りあるんですけども、町長がおっしゃられた、今後これを、太陽光発電をメガソーラー構想について研究していきたいと、そういう中で、下水道終末処理場跡地の、どの程度まで試験的にしようと考えているか、その辺を町長にお伺いしておきたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も、その下水道処理場跡地につきましては、いち早く県の皆様と相談をさせていただいた経緯もあるわけでございます。しかしながら、なかなか難しさもあって今日まで来ておるわけでございますけれども、先ほど新井議員もおっしゃってありましたけれども、美里町でサカキを植えたということもあるわけで、サカキをこれから植えるということで許可になっておるようでございますので、私どもも今総合政策課を中心に、それらの検討をしておるところでございます。できれば、そういう形の中で、たとえ地区の中の一部でも、そういったメガソーラーができればいいなと、そんなふうにも思っておるところでございます。今、研究をしておるところでございます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） ひとつ試験的、実験的とはいえ、1つの近くの町でそういうあれができましたので、今後、なるべく早い時期に農地を有効利用できる方向で是非検討していただきたいと思います。

それでは、(2)の水道事業の民間委託についてですか、上里町水道事業の丸ごと民間委託についてということをお答えいただきましたが、ある一部、あれは何でしたか、徴収と、それから上水道の関係を民間に今度移して、一部民間委託しているそうではありますが、水道課と下水道課がまだ合併、これからする段階でこういう質問はいかなものかと言われればそれまでですが、町長も答弁の中でいろいろなされているように、この水道事業そのものがいろいろな設備の老朽化や、それからいろいろな人件費、その人員の専門的な知識の相当な深い知識がある人でないと経営が非常に難しい部分等々はある中で、全国でここ急激に増えて、1,000件の民

間委託をするような状態になってきているわけですね。町でもでき得る限り民間委託を、全部でなくても、とりあえずは結構なんですけれども、いろいろな形で一層民間委託を図っていただけるようお願いしたいと思うし、この辺では群馬県の太田市が明電舎等などに施設の運転管理や料金徴収業務を受託したり、あと横浜市がメタウォーターにPFI方式で民間資金を活用した社会資本整備、上水道の更新工事と20年間の運転管理等々行っているようであります。

そういうことで、かなり水道事業の民間委託も神奈川県や横浜、そして群馬県、近くでは太田等々、相当水道事業の経営、運営には力を入れて民営化を図る方向で検討しているようでございますので、そういうことを参考に、今後なるべく早く丸ごと委託の方向で、ここ3年、5年のうちにそういう方向性を出して私はもらいたいと思うんですけれども、その辺、町長のお考えを伺っておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、上里町でも水道メーターの検針だとか、浄水場の遠方監視業務委託などを民間に委託しておるところでございますけれども、今後におきましても、民間の技術力、経営ノウハウを活用することにより、抜本的な管理体制の強化とコスト削減、より安全で安心・安定した水供給体制を図ることができるように、今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうもありがとうございました。

次に、3番目のコンパクトシティを促す支援策についてと、高齢化と過疎化が進む地域での都市機能を集中させるコンパクトシティづくりを促す支援策について、上里町ですが、先ほども町長から答弁いただきましたように、一応30年近辺ですか、かかってやっと、ようやくこの神保原駅南地域の都市計画が大体25年度をもって終了したと、そういうお話も今答弁ではお聞きしました。

そういう中で、駅北がとにかく私がやっぱりそういう意味でも申しましたように、駅北通りが、とりあえずはジャスコが行った後4年間空いていましたけれども、トライアルが来て、町の駅北の活性化はとりあえず防犯等々の観点からも、防犯灯もまた灯るようになって、夜遅くなくても明るくなったんで、それから買い物が24時間できるということで、非常に、またジャスコの時代のように、トライアルができることによって、北の活性化はまた再生できつつあるような感じではありますが、ただ、先ほども申しましたように、何としても駅通りが空き家、シャッター通りではなくて、空き地に近い、御陣場川から駅までの間がとにかく、特に空き地が

増えて、これではどうしようもないなと思って、私としては、私が2期目でしたか、1期目でしたか、駅北の再開発をお願いして、駅北再開発の懇談会みたいのができて、私も地元議員として、たしか五、六回、その会議を持たせていただいたことを過去にございます。

そういう中で、駅南開発が終わった中で、やはり総務省でこういうコンパクトシティ計画が新たに来たことを利用して、もう一度地域のやっぱり発展と活性化等々を考える中で、新たに駅北の再開発、また、再生の懇談会なり審議会を立ち上げていただいて、また、駅北の再考を是非お願いしたいと思いますが、町長の見解をよろしくお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、神保原の駅北につきましては、居住、商業、業務機能の集積を図る地域として位置づけられておるわけでございます。こうしたことを踏まえまして、今後、神保原駅通りの活性化について、コンパクトシティの手法を参考にさせていただきまして、上里町の地域活性化、地域性を勘案しながら今後研究してまいりたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうもありがとうございます。

続きまして、5番目の子育て世帯の転入を促す施策について、上里町内に住民を呼び込むための町定住促進基本計画を策定して、町の人口減少に歯止めをかける施策について質問したわけで、町長から答弁された中で、この町としては、いろいろな医療費の中学生の無料化や児童館の設置等々、本当に町長におかれましては、子育て支援の政策は積極的に、今まで3期12年の中で私はやってきてくれたと感謝しております。

そういう中で、人口減が徐々に、全国的にどこの市町村でも少子・高齢化の中で人口減は、それなりにみんな少なくなってきたおるんですけども、何とか3万、少なくとも、最低でも3万は今後5年、10年、下らないように、是非維持していくような方策を随時また考えていただきたいと思います。

そういう中で、埼玉県の本本市で、2014年度に育児休業中の賃金を全額保証する新制度を今度は設けるようなことであります。現在、国が半額分を支給していますが、市が残りを独自に補填、賃金収入減少分を全額補うと、子育て世帯の経済的な負担を減らして市内への人口の流入を促していくと、そういう政策をとり始めました。同市によりますと、同様の取り組みは全国では初めてのケースだと言われております。

雇用保険の加入者は育児休業を取得すると、国から賃金の半額分に当たる育児休業給付金が

1年間支給されております。今回、市の独自の給付金は、それに上乗せをするわけですね。支援対象は国の雇用保険制度に基づく育児休業給付金を受給している市内在住の男女と、当然市税や保育料、給食費等々対応していないことが条件というようなことでありまして、北本市はこれを3年間ぐらい試験的に継続してやっていきたいと。このもとの資金は、駅をもう一つ作るわけだった、その駅が住民投票で一応賛成者が少なく挫折した、今度の26年度はそのお金を充てるらしいですけれども、こういうものも1つの町の人口減少に歯止めをかける1つの手法かなとも考えますが、町長は、この北本市の育児休業中の賃金を全額でなくてもいいんですけども、私はある程度保証するような、そういう政策をどのように考えておられるでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 北本市が発表した給料と育児休業給付金の差額分を全額支給する制度だと。子育て世帯が経済的に安心して出産し、かつ働きたいと思う社会を構築することを目的として制度化されたものだと伺っておるところでございます。この制度は全国的に見ても初めての試みでございまして、本年の4月以降、育児休業給付金の全額支給がどのくらい効果があるかは、まだ未知数であるわけでございます。

上里町におかれましても、答弁にもあるとおり、各種子育て支援策は行っており、少子化対策、若年世帯の転入促進につきましては、重要な課題と認識しておるわけでございます。今後も北本市をはじめとする他の市町村の動向について、十分注視をしていながら今後の検討とさせていただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうも、大変御答弁ありがとうございました。これもちまして、質問を終わらせていただきます。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の一般質問を終わります。

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時40分散会